

第1章 誕生150周年 愛知の今と昔

はじめに

1872年（明治5年）11月27日に、名古屋県から改称した当時の愛知県と額田県が合併して、現在の愛知県が誕生しました。2022年は、「愛知県政150周年」の節目の年となりました。

現在の愛知県は、人口が全国第4位の約750万人、製造品出荷額等は44年連続全国第一位と、日本一の産業力を誇る大都市であります。

本県が、我が国屈指の産業力を備えた大都市圏として大きく成長できたのも、先人たちのたゆまぬ努力の賜物であり、歴史を振り返ることで、そうした先人たちの英知を受け継ぎ、将来世代へとつながっていくことは、これからの愛知の発展にとって大変重要なことでもあります。

このため、今回の「あいちレポート2022」では、県政150周年を記念し本県が誕生した150年前頃からのあゆみを振り返る特集記事を掲載することとしました。

この特集記事では、ビジョンにおいて、めざすべき愛知の姿の実現に向けて、2030年度までに重点的に取り組むべき重要政策の方向性に沿った10のテーマについて、統計資料等をもとに愛知の今と昔を解説しています。

＜特集記事：「愛知の今と昔」のテーマ＞	
① 感染症・災害対策	② 教育・人材
③ 女性の活躍	④ 医療・福祉
⑤ 働き方	⑥ 経済・産業
⑦ 交易・国際化	⑧ インフラ整備と行政体制
⑨ 文化・観光	⑩ 環境問題

＜愛知県政150周年のロゴマーク及びキャッチフレーズ＞



いこまいまい



あいちゅん

※150周年記念ロゴマークの制作とキャッチフレーズの揮毫は、スタジオジブリの鈴木敏夫プロデューサー。名称は公募により決定。

1 感染症・災害対策

(1) 感染症

近代における代表的な感染症の一つであるコレラは、1822年に初めて我が国に上陸し、本県においては、伊勢湾から三河湾沿岸地域で船舶の乗組員や積荷などを媒介として伝播したとされています。

1916年、コレラの全国患者は一万人を超え、本県には検疫所が設けられました。このほか、明治時代には、赤痢、腸チフス、痘瘡（天然痘）などの感染症の発生が見られました（図表1-1）。

このうち、痘瘡は、古くから我が国において確認されてきましたが、予防接種によって免疫力を付加する疫学的な手法により、1980年にWHO（世界保健機関）が根絶を宣言しました。

一方、赤痢は、コレラや痘瘡が減少傾向になった頃から増加し、我が国においては、赤痢患者を隔離する衛生行政を行いました。赤痢の流行は明治末まで続くこととなりますが、現在の新型コロナウイルス感染症への対応と同様に、当時の郡役所は「会食と集会が感染の媒介をなすものとして注意喚起の申達」をするなど、感染対策の取組が行われました。

図表1-1 本県の明治時代の感染症の感染者数

病名	総患者数
赤痢	110万人余
腸チフス	68万人余
コレラ	54万人余
痘瘡（天然痘）	30万人余

※いずれも明治期の年間総患者数

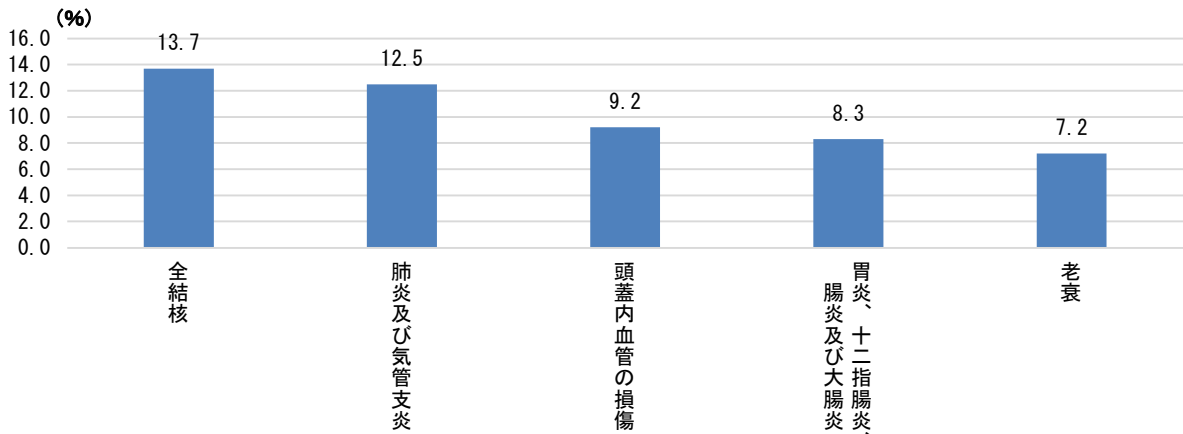
出典：渡辺則雄著「愛知県の疫病史」より愛知県政策企画局作成

戦後（1947年）の本県の死因を見ると、「全結核（肺結核と肺外結核をあわせた全ての結核）」（13.7%）の割合が最も高く、次いで「肺炎及び気管支炎」（12.5%）となっており、感染症による死亡の割合が高くなっています（図表1-2）。

このうち、結核について、本県における死亡数・死亡率（総死亡数に占める結核死亡数の割合）の推移を見ると、1950年に4,949人（死亡率14.4%）であったものが、2020年には118人（0.2%）まで減少しています（図表1-3）。

結核の死亡数は減少傾向にあります。現在においても、全国で年間約11,500人が発病、本県では880人が発病しており、減少幅が小さくなっています。厚生労働省においては、毎年9月24日から30日までを「結核予防週間」としており、本県においてはこうした国の取組に連動した普及啓発活動を進めています。

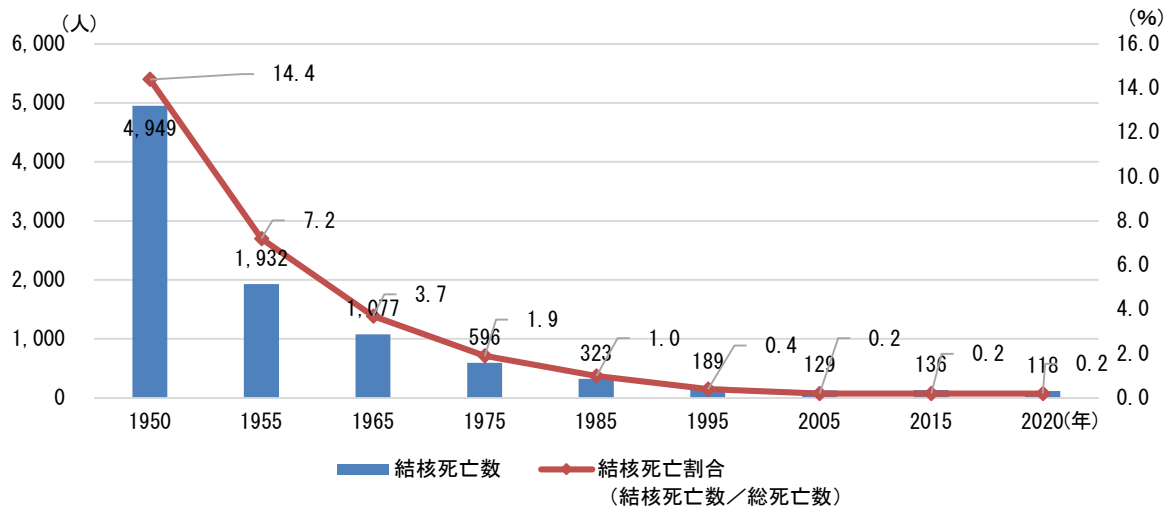
図表1-2 戦後（1947年）の本県における死因（上位5位）



※いずれも明治期の年間総患者数

出典：愛知県「愛知県衛生年報」より愛知県政策企画局作成

図表1-3 本県の結核死亡数及び死亡率の推移



出典：愛知県「愛知県衛生年報」より愛知県政策企画局作成

(2) 地震災害

南海トラフ地震は、これまでに繰り返し発生していることが明らかになっている海溝型地震であり、歴史記録から発生の実事が確実とされています。

この地震は、およそ100～150年前後の周期で発生しており、過去に発生したものとしては、1707年の宝永地震（M8.6）、1854年の安政東海地震（M8.4）、1944年の東南海地震（M7.9）、1946年の南海地震（M8.0）があります。最後に発生した南海地震からは75年以上が経過しており、50年以内に南海トラフ地震が発生する確率は90%程度もしくはそれ以上と評価されています（図表1-4）。

図表1-4 南海トラフ地震の長期評価（算定基準日：2023年1月1日）

長期評価で予想した地震規模 （マグニチュード）	地震発生確率		
	10年以内	30年以内	50年以内
M8～9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度もしくはそれ以上

出典：地震調査研究推進本部資料「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」

また、活断層で起きる地震は、平均活動間隔が千年程度から長いものでは数万年程度とされていますが、大きな地震の原因となる活断層の全てが解明されておらず、いつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

当地域では、活断層で起きる地震として我が国最大規模の濃尾地震（現在の岐阜県本巣市を震源とし、規模はM8.0。被害は死者2,638名、家屋全壊85,511棟、家屋半壊55,655棟）、1944年には東南海地震が発生し、その37日後には三河地震が発生しています（図表1-5）。

図表1-5 本県における地震による被害

年月日	名称（地震の規模）	被害の状況
1891年10月28日	濃尾地震（M8.0）	死者：2,638名 家屋全壊：85,511棟 家屋半壊：55,655棟
1944年12月7日	東南海地震（M7.9）	死者・行方不明：438名 家屋全壊：16,532棟 家屋半壊：35,298棟
1945年1月13日	三河地震（M6.8）	死者：2,306名 家屋全壊16,408棟 家屋半壊：31,679棟

出典：愛知県Webページ「過去の災害情報」

（3）風水害

本県には濃尾平野に我が国最大の海拔ゼロメートル地帯が広がっていることから、水害を防ぎ、被害を軽減するため河川改修や土地利用の調整を行ってきました。

本県の過去を振り返ると、1959年に発生した伊勢湾台風では、県内で3,000人以上の方が亡くなり、2万戸を超える住宅が全壊流出しました。また、2000年9月に発生した東海豪雨では、浸水面積は275,000平方メートル、浸水家屋は約6万2千世帯に及び、伊勢湾台風以来の大災害となりました（図表1-6）。

新川はじめ県管理8河川10箇所において、堤防が決壊するなど甚大な被害を受け、本県では直ちに応急復旧工事に着手し、大きな被害の生じた新川及び天白川流域においては、河川激甚災害特別対策事業の採択を受け、重点的に整備を行うこととなりました（図表1-7）。

図表1-6 本県で発生した過去の風水害

年月日	種別(名称)	被害の状況
1953年9月25日	暴風雨・高潮(台風第13号) 最大風速 22.6m/s 総雨量 178.1ミリ	死者:72名 行方不明:3名 負傷者:1,711名 家屋全壊:1,477戸 床上浸水:31,801戸
1959年9月26日	暴風雨・高潮(伊勢湾台風) 最大風速 37.0m/s 総雨量 165.7ミリ	死者:3,168名 行方不明:92名 負傷者:59,045名 家屋全壊:23,334棟 床上浸水:53,560棟 被害額:3,224億円
1972年7月12日から13日	集中豪雨(47.7豪雨)(台風第6号) 総雨量 289ミリ (458ミリ(藤岡町))	死者:64名 行方不明:4名 負傷者:112名 家屋全壊:271棟 床上浸水:2,075棟 被害額:302億円
1976年9月8日から13日	集中豪雨(51.9豪雨)(台風17号) 総雨量 422ミリ (682ミリ(一宮市))	死者:1名 負傷者:37名 家屋全壊:14棟 床上浸水:13,488棟 被害額:378億円
1991年9月18日から19日	台風第18号 総雨量 242ミリ (316ミリ(南知多)) ・名古屋市北区、緑区、天白区、春日井市に災害救助法適用	死者:2名 負傷者:1名 家屋全壊:2棟 床上浸水:3,713棟 被害額:60億円
1998年9月21日から23日	台風第7・第8号 最大風速 42.6m/s 総雨量 67.5ミリ (78.5ミリ(伊良湖))	死者:3名 負傷者:151名 家屋全壊:8棟 床上浸水:8棟 被害額:33億円
2000年9月11日から12日	東海豪雨(12.9豪雨) 総雨量 567ミリ (589ミリ(東海市)) ・名古屋市をはじめ21市町に災害救助法適用	死者:7名 負傷者:107名 家屋全壊:18棟 床上浸水:22,078棟 被害額:2,800億円

出典:愛知県Webページ「過去の災害情報」

図表1-7 東海豪雨による堤防の決壊(新川破堤箇所 航空写真)



2 教育・人材

我が国には、西洋の近代学校制度の導入以前に庶民教育機関である寺子屋、藩の役人養成機関の藩校などの様々な形の「学校」が存在していました。しかし、近代学校制度と異なり、そのほとんどが対象を身分や性別等によって限定するものでした。

1871年、名古屋県（犬山県と合併）では、平民の子弟6歳以上の教育機関として義校（明治時代の初めに、愛知県・岐阜県に普及した民間の簡易初等学校）の設置を奨励しました。この義校は、それまでの個人による寺子屋・私塾*とは異なり、町や村々の有志、特に豪農商層・役人を中心とした地域社会の有力者による結社を運営の母体としていました。

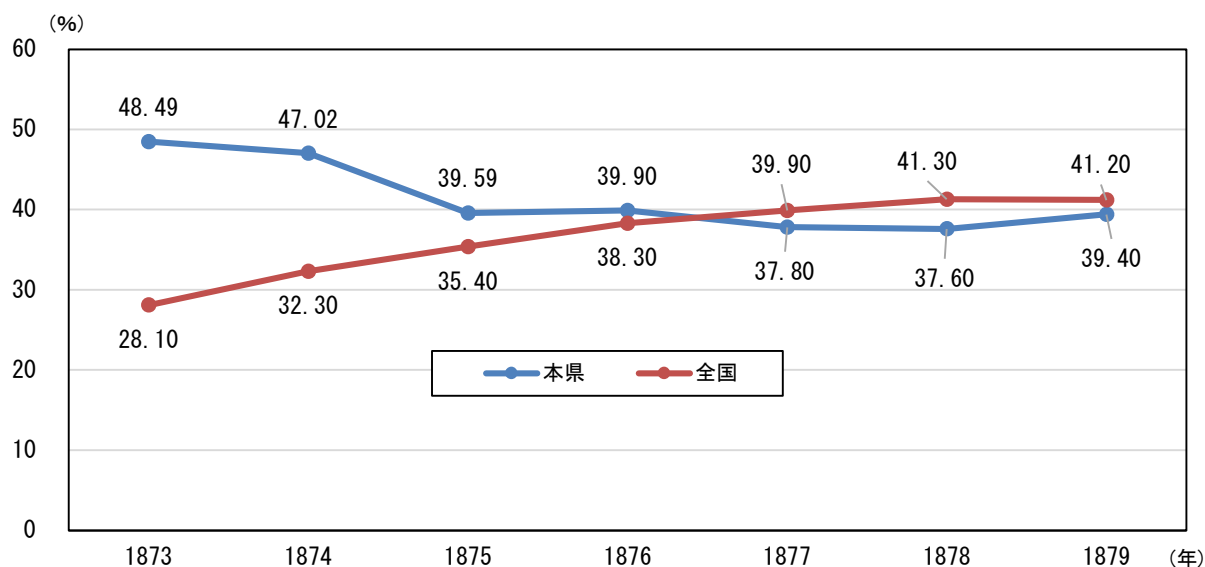
我が国においては、1871年7月に文部省が設置され、翌年8月学制が公布されましたが、当時の愛知県（名古屋県が改称）では、その後も義校の設置が進められました。

一方、三河地域の各藩を合併して成立した額田県では、各地に郷学校（江戸時代から明治初年にかけて存在した教育機関の一種）が設置されましたが、1872年11月、当時の愛知県（名古屋県が改称）との合併に合わせ、郷学校を義校へと名称変更しました。

合併後の本県では、その後も義校の設置を推奨しましたが、1873年5月からは、学制に基づく小学校の設立に着手しました（1872年現在、当時の愛知県（名古屋県が改称）には252校、旧額田県には176校、計428校の義校を設置）。

学制の公布以降、本県は学齢児童・生徒の就学の奨励に努めました。学制発足当時の県内の学齢児童は154,246人、就学児童は74,787人で、就学率は48.4%（男64.3%、女30.1%）となっており、全国平均の28.1%（男39.9%、女15.1%）に比べると高くなっていました（図表1-8）。

図表1-8 学齢就学率の推移（全国・愛知県）

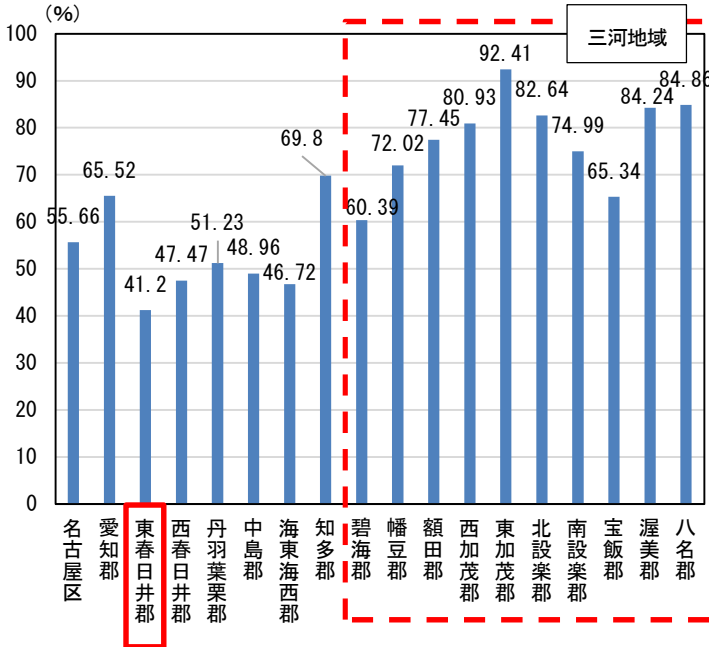


出典：愛知県「愛知県教育史 第三巻」

1872年に出された学制の構想は、実施には種々の困難が伴っていたため、1879年9月に廃止され、教育令が公布されました。これにより、地方官の権限を強化する形で教育の整備が進められました。

1882年の県内郡区別就学状況を見ると、東加茂郡（92.41%）が最も高く、東春日井郡（41.2%）が最も低くなっています。全体に三河地域の就学率が高く、尾張地域が低い傾向があります（図表1-9）。

図表1-9 本県の郡区別就学状況（1882年）



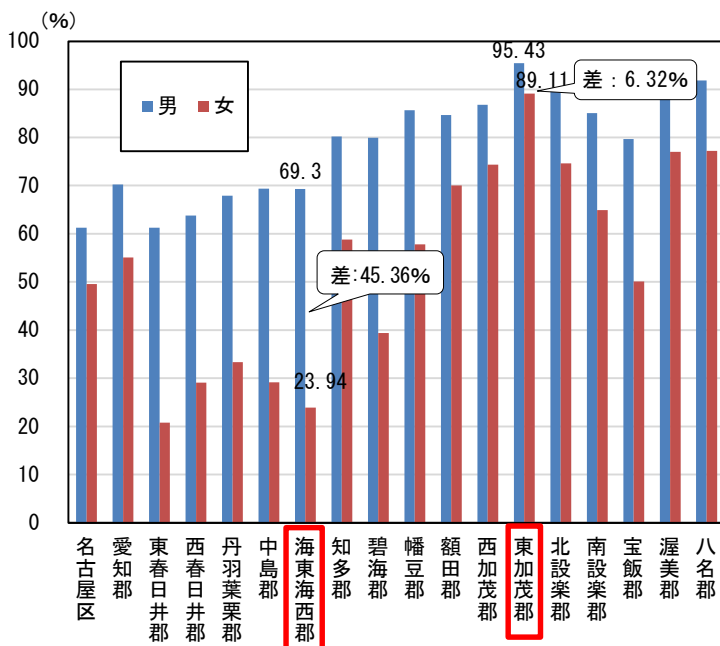
<郡区と現在の市町村>

- 名古屋区：名古屋市の一部
- 愛知郡：名古屋市の一部、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
- 東春日井郡：名古屋市の一部、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市
- 西春日井郡：名古屋市の一部、清須市、北名古屋市、豊山町
- 丹羽栗原郡：一宮市の一部、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
- 中島郡：一宮市の一部、稲沢市
- 海東海西郡：名古屋市の一部、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
- 知多郡：半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
- 碧海郡：碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
- 幡豆郡：西尾市
- 額田郡：岡崎市、幸田町
- 西加茂郡：豊田市の一部、みよし市
- 東加茂郡：豊田市の一部
- 北設楽郡：豊田氏の一部、設楽町、東栄町、豊根村
- 南設楽郡：新城市の一部
- 宝飯郡：豊橋市の一部、豊川市の一部、蒲郡市
- 渥美郡：豊橋市の一部、田原市
- 八名郡：豊橋市の一部、豊川市の一部、新城市の一部

出典：本県の郡区別就学状況（1882年）は愛知県「愛知県教育史 第三巻」、郡区と現在の市町村は愛知県・愛知県市長会・愛知県町村会「市町村沿革史」より愛知県政策企画局作成

また、男女別に見ると、全ての地域で男性の就学率が女性を上回っており、男女間の差は、海東海西郡（差：45.36%）が最も大きく、東加茂郡（6.32%）が最も小さくなっています。男女間の就学率の差が大きいほど全体の就学率が低い傾向があります（図表1-10）。

図表1-10 本県の男女別の郡区別就学状況（1882年）



<郡区と現在の市町村>

- 名古屋区：名古屋市の一部
- 愛知郡：名古屋市の一部、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
- 東春日井郡：名古屋市の一部、瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市
- 西春日井郡：名古屋市の一部、清須市、北名古屋市、豊山町
- 丹羽栗原郡：一宮市の一部、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
- 中島郡：一宮市の一部、稲沢市
- 海東海西郡：名古屋市の一部、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
- 知多郡：半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
- 碧海郡：碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
- 幡豆郡：西尾市
- 額田郡：岡崎市、幸田町
- 西加茂郡：豊田市の一部、みよし市
- 東加茂郡：豊田市の一部
- 北設楽郡：豊田氏の一部、設楽町、東栄町、豊根村
- 南設楽郡：新城市の一部
- 宝飯郡：豊橋市の一部、豊川市の一部、蒲郡市
- 渥美郡：豊橋市の一部、田原市
- 八名郡：豊橋市の一部、豊川市の一部、新城市の一部

出典：本県の郡区別就学状況（1882年）は愛知県「愛知県教育史 第三巻」、郡区と現在の市町村は愛知県・愛知県市長会・愛知県町村会「市町村沿革史」より愛知県政策企画局作成

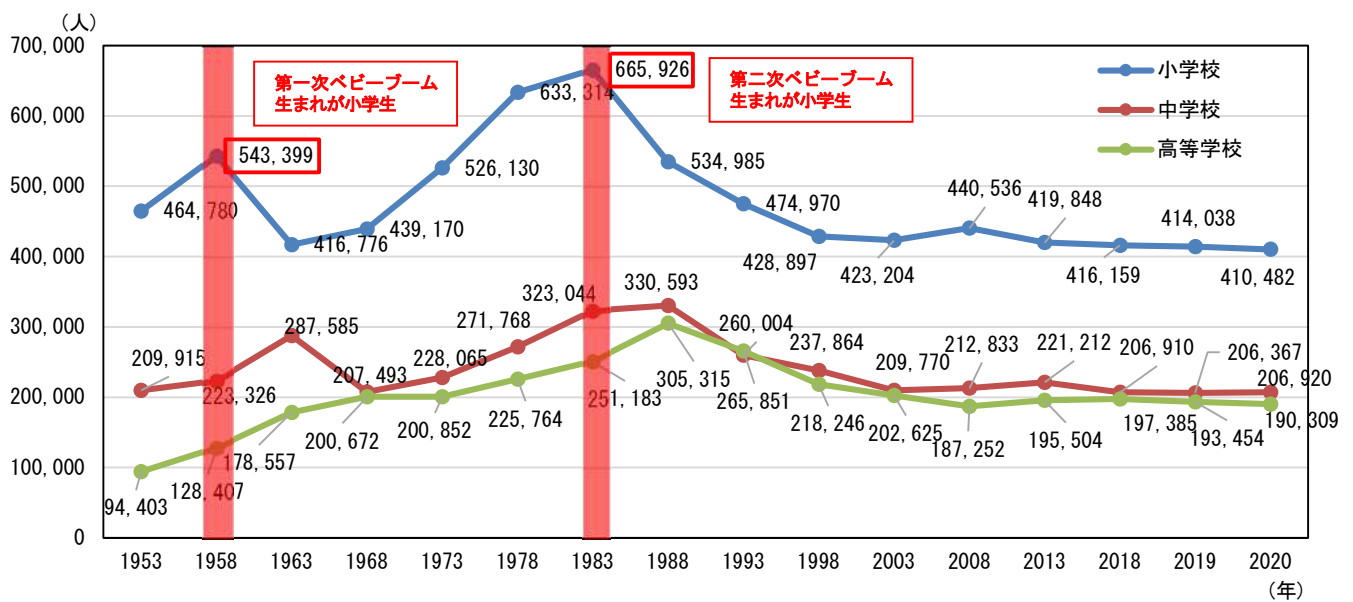
1886年に学校種別ごとに小学校令、中学校令、師範学校令、帝国大学令からなる学校令（勅令）が定められ、小学校においては保護者が子を就学させる義務が示されました。

1946年11月、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重を基本原則として日本国憲法が公布されました。この憲法の理論と目的を執行するうえでの教育の役割が示されたのが教育基本法であり、この中核を担うのが諸学校を包括する法律としての学校教育法でした。小学校6年—中学校3年—高等学校3年制は、この学校教育法により法制化された単線型学校体系で、小学校から前期の中等教育である中学校までを義務教育とするものでした。これにより性別、社会的階層、地域を問わず教育を受ける機会を保障する制度が導入されました。

また、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、1947年に文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準である、学習指導要領が作成されました。

本県の児童・生徒数の推移を見ると、小学生では、第一次ベビーブーム（1947～49年）に生まれた子どもが小学生期となった1958年頃と、第二次ベビーブーム（1971～74年）に生まれた子どもが小学生期となった1983年頃の2つのピークがあり、その後、2020年には410,482人となり、緩やかな減少傾向が続いています（図表1-11）。

図表1-11 本県の児童・生徒の推移

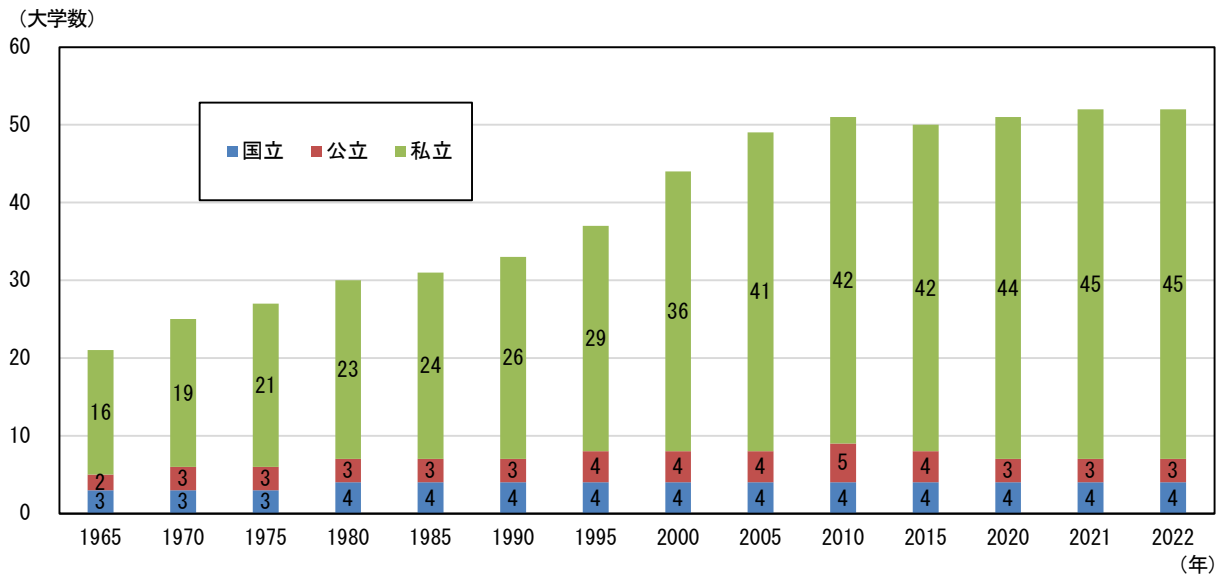


出典：文部科学省「学校基本調査」

高等教育機関である大学については、本県では、名古屋大学の前身である名古屋帝国大学が1939年（昭和14年）に創設され、その後、大学数の増加とともに、学生数も増加してきました。

本県の大学数の推移を見ると、1965年に21校（国立3校・公立2校・私立16校）であったものが、2022年には52校（国立4校・公立3校・私立45校）まで増加し、全国で3位となっています（図表1-12）。

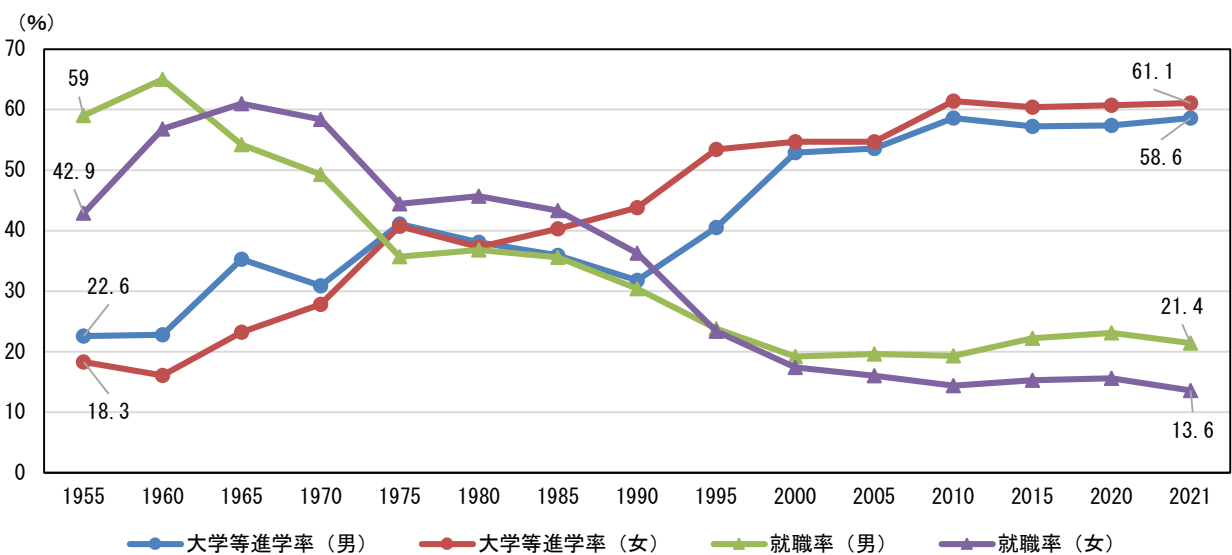
図表1-12 本県の大学数の推移



※大学数：県内に本部が所在する大学の数
出典：文部科学省「学校基本調査」

高等学校卒業者の進路を見ると、1960年代までは就職が主要な進路でしたが、1960年代から1970年代半ばにかけては、就職者が大きく減少し、大学等（大学学部、短期大学本科、通信教育部・放送大学、別科・専科を含む）への進学者が増加しました。その後、1980年代半ばにかけて、ほぼ横ばい傾向で推移しますが、1990年代に再び就職者数が大きく減少し、大学進学者が増加しました。1955年の大学等進学率は男女共に20%前後で就職率は、男性59%、女性42.9%でしたが、2021年には、大学等進学率は男女共に60%前後で就職率は、男性21.4%、女性13.6%と大学等進学率が就職率を大きく上回っています（図表1-13）。

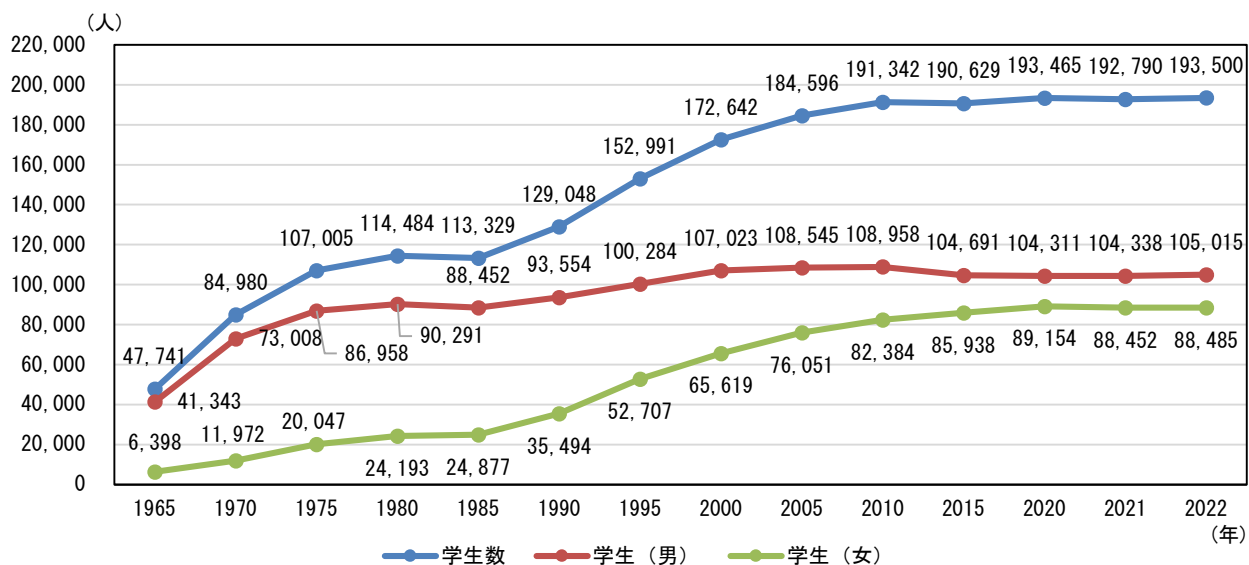
図表1-13 本県の高等学校卒業後の大学等進学率・就職率の推移



※大学等：大学学部、短期大学本科、通信教育部・放送大学、別科・専科を含む
出典：文部科学省「学校基本調査」

本県の大学生数（学部学生、大学院、専攻科及び別科の学生並びに科目等履修生等を含む）は、1965年に47,741人でしたが、2022年には193,500人まで増加しました。これを男女別に見ると、男性では41,343人が105,015人と約2.5倍に、女性では6,398人が88,485人と約13.8倍に増加しており、女性が著しく増加していることが分かります（図表1-14）。

図表1-14 本県の大学生数の推移



※大学生数：県内大学等の学部・研究科等に在籍する学生数（学部学生のほか大学院、専攻科及び別科の学生並びに科目等履修生等を含む）。

出典：文部科学省「学校基本調査」

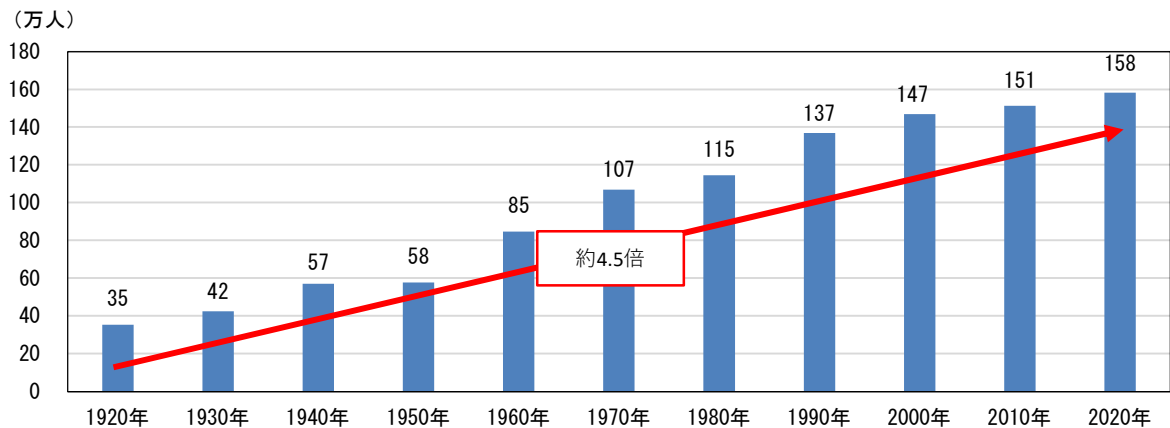
3 女性の活躍

女性の社会参加、特に働き方については、時代の変遷とともに大きく変化しています。本県の女性の就業者数について、戦前(1920年)・戦後(1950年)・高度経済成長期(1960年・1970年)・安定成長期(1980年・1990年)を経て、現在(2000年・2010年・2020年)に至るまでを10年毎に分け、その推移を見ると、1920年に約35万人(有職率33.5%)であったものが、2020年には約158万人(有職率49.2%)と4.5倍に増加しています(図表1-15)。この間の全国の女性の就業者数は970万人から2,614万人と2.7倍の増加となっていることから、愛知県では、働く女性が大幅に増加していることがわかります。

※1920年の有職率の算定：(女性の本業者数) / (全年齢の女性人口)「1920年国勢調査」

2020年の有職率の算定：(女性の就業者数) / (15歳以上の女性人口)「2020年国勢調査」

図表1-15 本県の女性の就業者数の推移(1920年～2020年)



※各就業者数は1920年国勢調査の「本業者」、1930年～1940年国勢調査の「有業者」、1950年～2020年の「就業者」を集計。

出典：総務省統計局「国勢調査」より愛知県政策企画局作成

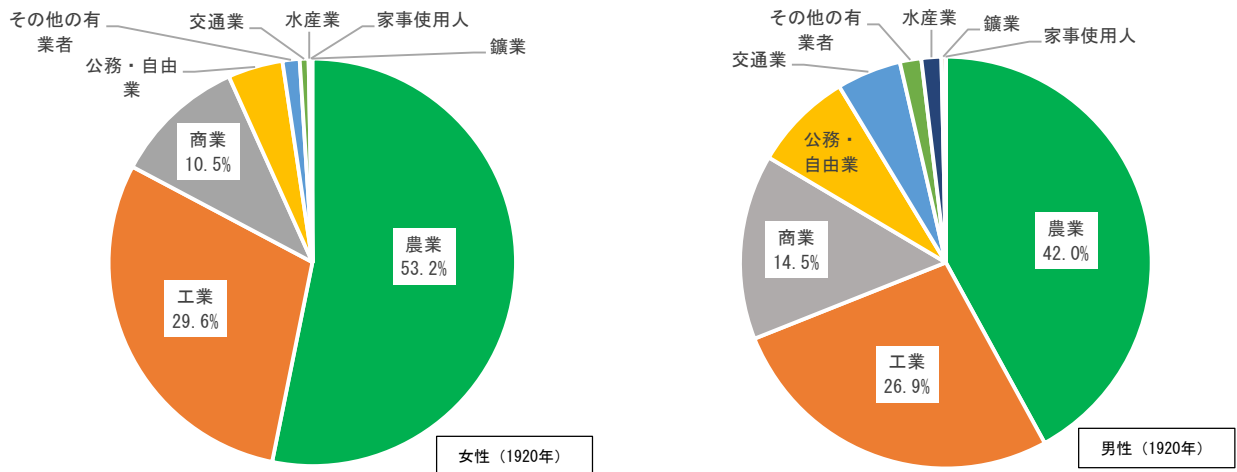
職を持ち働く女性の数が増加する中で、女性が就く仕事の内容や産業も大きく変化しています。

明治時代、日本が近代国家をめざし、政治、経済、社会の諸制度の変革を進める中で、近代産業の発展を主に支えたのは、製糸・紡績を中心とする繊維産業でした。多くの女性がその生産を担い、本県においても、製糸業や蚕糸業が発展し、特に織物業は愛知県の主要産業として県の経済をけん引していました。

一方で、農業に従事する女性も多く、家事・育児を担いながら重労働に従事する女性が多くいました。この頃、1898年に民法で「家制度*」が規定され、女性の地位は男性に比べて著しく低く位置付けられました。

1920年の本県女性の産業別就業者割合を見ると、最も割合が高いのは、「農業」(53.2%)となっており、半数以上が農業に従事していたことがわかります。次いで、「工業」(29.6%)、「商業」(10.5%)の順に割合が高くなっています。また、男性と比較すると、女性は「農業」(男性：42.0%)、「工業」(男性：26.9%)の割合が高く、商業(男性14.5%)の割合が低くなっています(図表1-16)。

図表1-16 本県の男女別・産業別就業者の割合（1920年）



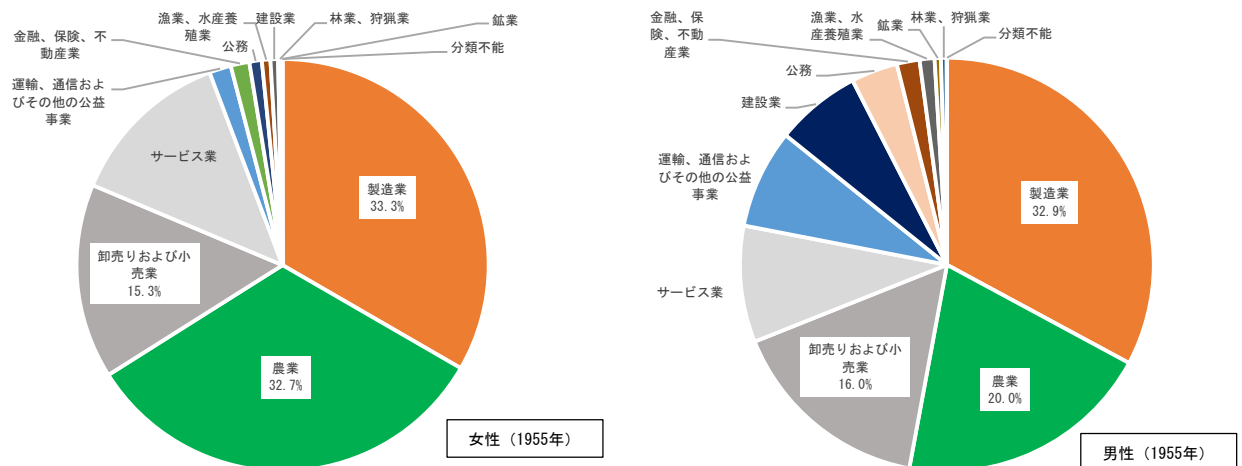
※就業者は1920年国勢調査の「本業者」のことをいう。
 出典：総務省統計局「国勢調査」より愛知県政策企画局作成

終戦後、女性の参政権の実現、男女平等を定めた新憲法制定、「家制度」を廃止する民法の改正、教育の機会均等、男女共学を定めた教育基本法制定など女性の権利拡大が図られ、女性の社会進出と地位向上への基本的な条件が整えられました。

そして、朝鮮戦争（1950～1953年）をきっかけに戦争特需が急激な経済発展の契機となり、糸へん景気・金へん景気と呼ばれる好況の下で、労働力需要が増大し、繊維産業における技能工、生産工に加えて各産業分野にわたって事務・販売などの仕事に従事する女性が増え、それまで女性に対して門戸が閉ざされていた職業や戦後新しく登場した職業にも女性が進出するようになりました。

1955年の本県の産業別就業者割合を見ると、女性では「製造業」（33.3%）が最も割合が高くなっており、男性（32.9%）を上回っています。次いで「農業」（32.7%）の割合が高く、男性の20.0%を大きく上回っています。また、製造業に従事する人の割合が増加しており、「卸売りおよび小売業」や「サービス業」といった分野の就業者も増加傾向にありました（図表1-17）。

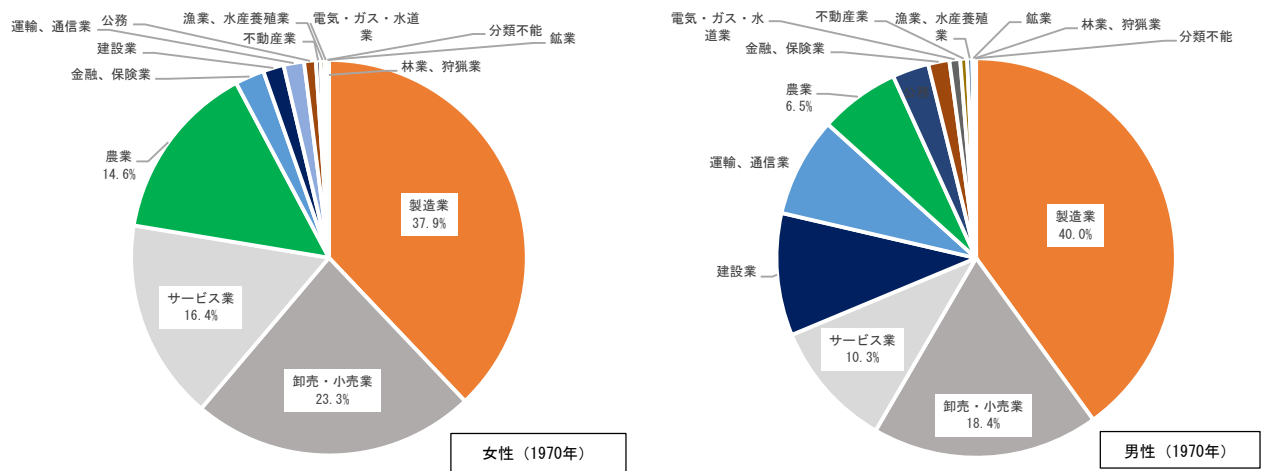
図表1-17 本県の男女別・産業別就業者の割合（1955年）



出典：総務省統計局「国勢調査」より愛知県政策企画局作成

その後、日本の経済成長に伴い、女性は、学校を卒業すると結婚までの一時期働くことが一般的になりました。長く働き続けるケースはまれであり、結婚・出産を機に退職し、子育てをする女性たちが大半を占めました。そして、若年労働者の不足、家電製品の普及に伴う家事労働の軽減、就業意識の変化等によって、家庭に入った女性たちは子育てが一段落すると、パートタイム労働者として仕事に復帰していきました。1970年の女性の産業別就業者数を見ると「卸売・小売業」(23.3%)や「サービス業」(16.4%)などの第三次産業の割合が「農業」(14.6%)より高くなっています。一方で、「製造業」(37.9%)の割合が男性を下回るようになりました(図表1-18)。

図表1-18 本県の男女別・産業別就業者の割合(1970年)



出典：総務省統計局「国勢調査」より愛知県政策企画局作成

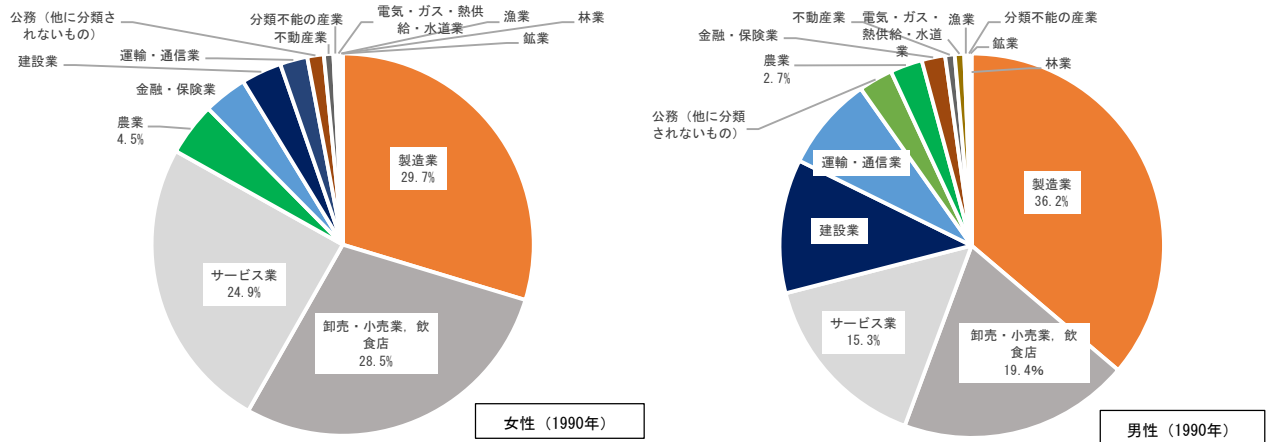
高度経済成長期に入った1950年代後半以降、女性労働者数が増加を続け、また、継続就業の意識も高まり、結婚、出産、育児期を通して働く女性も増えていきました。

しかしながら、この時期には女性を単純、補助的な業務に限定するなど、男性とは異なる取扱いを行う企業が見られました。こうしたことの背景に、女性には労働基準法で、時間外労働が1日2時間、週6時間、年150時間と制限されていたことや深夜業が原則禁止されていたなど男性と異なる法規制があることのほか、社会に残る「男は仕事、女は家庭」という伝統的な男女の役割分担意識等があったことが影響していたと考えられます。

その後、国際的に、1975年の国際婦人年の制定など、男女の機会均等の達成に向けた動きが活発化し、日本においても、職場における男女平等の実現を求める動きが強まり、1985年に「男女雇用機会均等法」が制定され、性別により不利に扱われることなく働くことができる社会の実現に向けた一歩となりました。また、2015年には「女性の職業生活における活躍に関する法律」が制定され、女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが推進されています。

1990年の本県の産業別の就業者割合を見ると、女性では「製造業」(29.7%)に次いで、「卸売・小売業・飲食店」(28.5%)や「サービス業」(24.9%)の割合が高くなっています。一方で「農業」(4.5%)の割合は大きく低下しています。また、男性の「製造業」(36.2%)との差は1970年に比較して大きくなっています(図表1-19)。

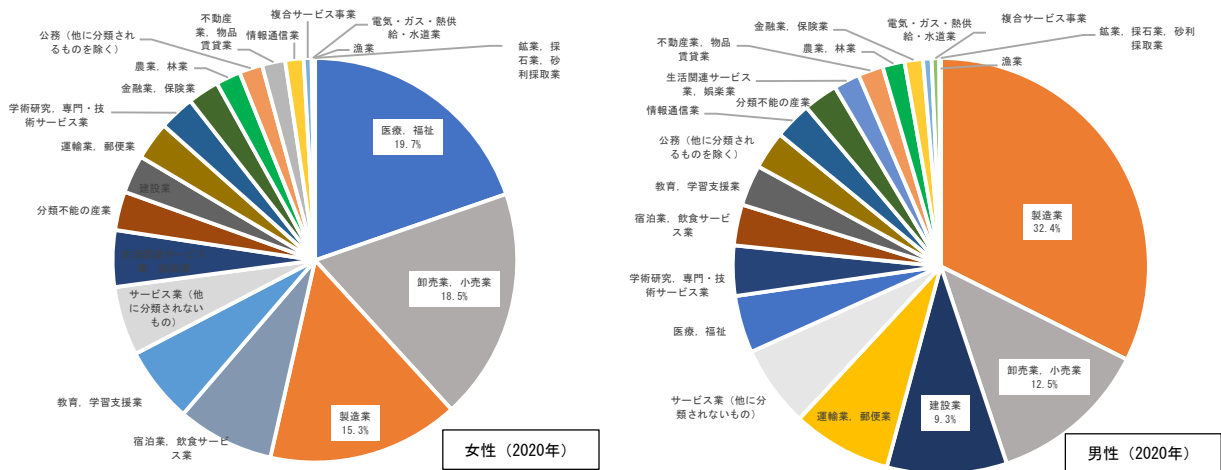
図表1-19 本県の男女別・産業別就業者の割合（1990年）



出典：総務省統計局「国勢調査」より愛知県政策企画局作成

直近の調査である2020年の産業別就業者数の割合を見ると、女性ではこれまで最も割合が高かった「製造業」（15.3%）の割合が、「医療・福祉」（19.7%）、「卸売業・小売業」（18.5%）を下回るようになりました。このほか、「宿泊業、飲食サービス業」や「サービス業」に分類されていたうちの「教育・学習支援業」などの割合が高まっています。一方で1920年には半数以上の女性が従事していた「農業」の割合は2.0%まで縮小するなど、100年の間で働き方が大きく変化していることがわかります（図表1-20）。

図表1-20 本県の男女別・産業別就業者の割合（2020年）



出典：総務省統計局「国勢調査」より愛知県政策企画局作成

4 医療・福祉

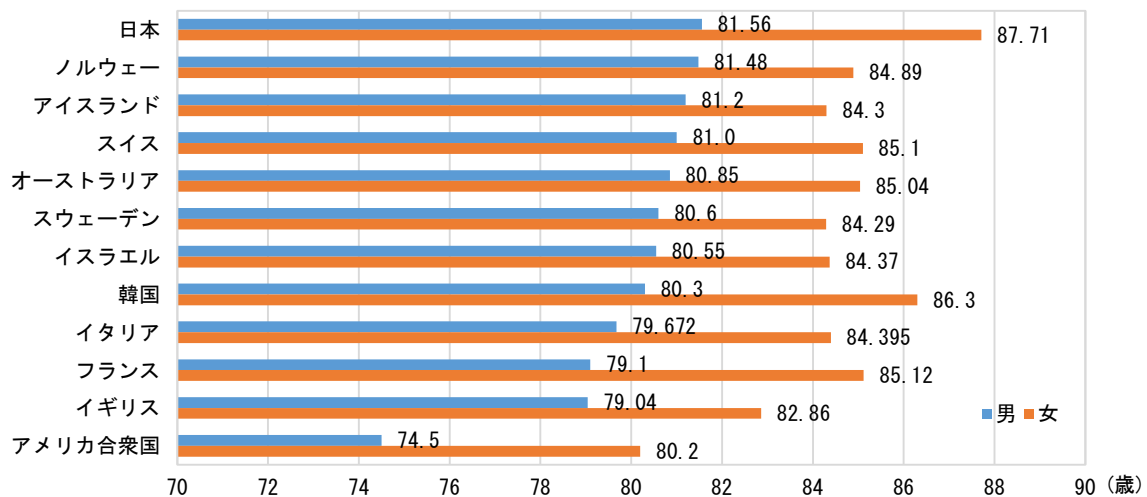
(1) 人生100年時代の到来

日本人の平均寿命は、諸外国に比べて高く、世界屈指の長寿国となっています（図表1-21）。日本人の平均寿命は、第1回調査の1891～1898年（平均値）では、男性が42.8歳、女性が44.3歳と、いずれも40歳台でしたが、2021年では、男性が81.47歳、女性が87.57歳と、男女とも80歳台を超えており、大きく延伸しています（図表1-22）。

また、本県の平均寿命の推移を見ると、1960年に男性66.64歳、女性70.77歳であったものが、2021年には男性が81.78歳、女性が87.54歳となっており、男性は約15歳（+15.14歳）、女性は約17歳（+16.77歳）と大きく延伸しています（図表1-23）。

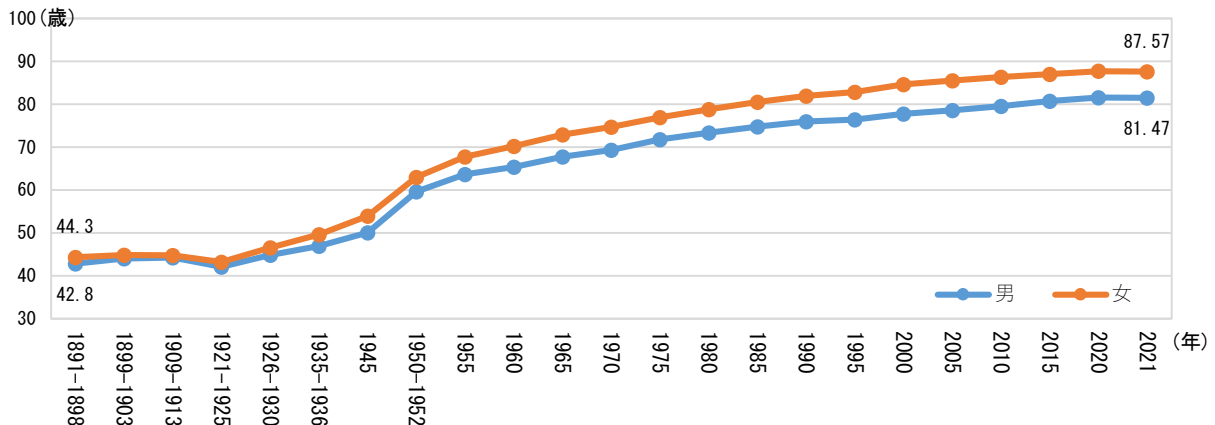
厚生労働省の推計では、2040年に65歳である男性の約4割が90歳まで、女性の約2割が100歳まで、それぞれ生存すると見込まれています（図表1-24）。

図表1-21 平均寿命の国際比較



※各国データは当該政府の資料による。作成基礎期間は、アイスランドが2014-2018年、スイスが2019年、イギリスが2018-2020年、アメリカ合衆国が2017-2019年で、その他は2020年。
出典：厚生労働省「令和4年版 厚生労働白書」

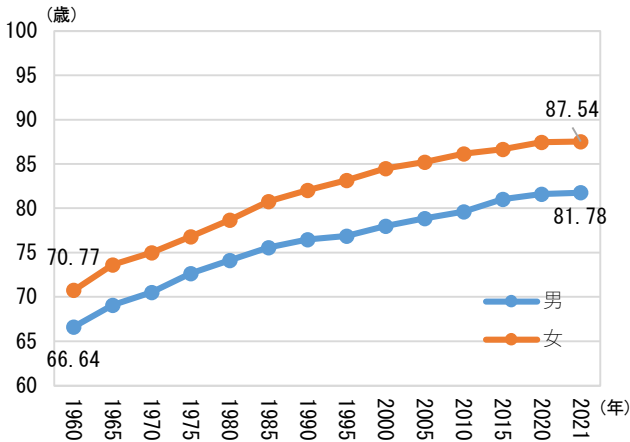
図表1-22 我が国の平均寿命の推移



※複数年となっている年の値は平均値。

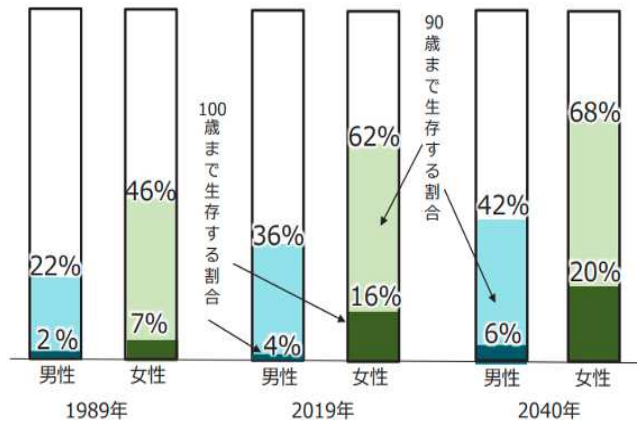
出典：2020年以前データは厚生労働省「完全生命表」、2021年は厚生労働省「簡易生命表」による。1970年以前は沖縄県を除く値。

図表1-23 本県の平均寿命の推移



出典：愛知県「2020年愛知県生命表」

図表1-24 65歳の人々の生存割合



※各年時点で65歳である人が、90歳・100歳まで生存する割合

出典：厚生労働省「令和2年版 厚生労働白書」

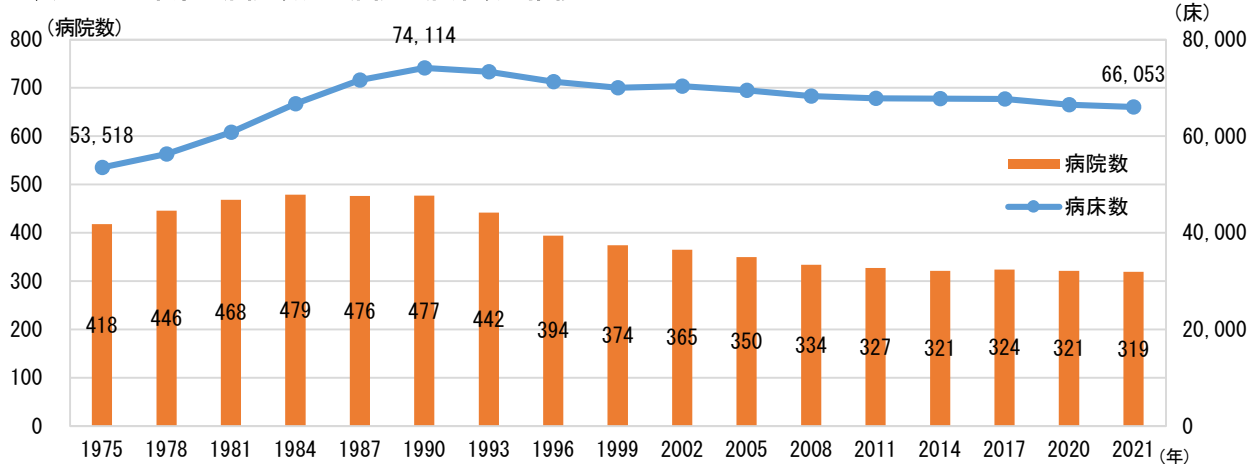
(2) 医療体制の変遷

急速に少子高齢化が進み、医療ニーズの増加が見込まれる中、すべての人が、できる限り住み慣れた地域で病気と共存しながら生活の質を維持・向上できる医療体制の整備が求められています。

本県の病院数と病床数の推移をみると、1975年に418病院・53,518床であったものが、1990年には477病院・74,114床まで増加していますが、その後は減少傾向にあり、2021年では319病院・66,053床となっています(図表1-25)。

2007年版厚生労働白書(厚生労働省)では、1985年までを「医療基盤の整備と量的拡充の時代」、概ね1985年から1994年までを「病床規制を中心とする医療提供体制の見直しの時代」、1992年以降を「医療施設の機能分化と患者の視点に立った医療提供体制の整備の時代」と捉えており、1990年頃からこうした時代の変化に伴い、病院数の推移の傾向が変化したものと考えられます。

図表1-25 本県の病院数及び病院の病床数の推移



出典：厚生労働省「医療施設調査」

(3) 公的扶助制度の歩み

我が国における現在の生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、日本国憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としており、社会保障の最後のセーフティネットとされています。

現在の日本国憲法が制定されるまでは、国民の生存権の保障という考え方はありませんでしたが、日本国憲法第25条の規定により、国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障することは国の義務とされました。この憲法により保障される生存権を実現するための制度の一つとして制定されたのが現在の生活保護法です（図表1-26）。

この生活保護法は、これまでの救護法などと違い、保護を国民の権利として認めています。また、単に生活に困窮している国民に対して、最低限度の生活を保障するというだけでなく、積極的にそれらの人々の自立を助長することがこの制度をつらぬく大原則となっています。さらに、国民が等しく理解し、遵守しなければならない4つの原理が明記されています（図表1-27）。

生活保護の全体的な保護動向について、我が国の生活保護受給者数の推移を見ると1995年度を底に増加に転じ、2015年3月に過去最高を記録しましたが、近年は減少傾向で推移しており、本県においても概ね同様の傾向で推移しています（図表1-28）。

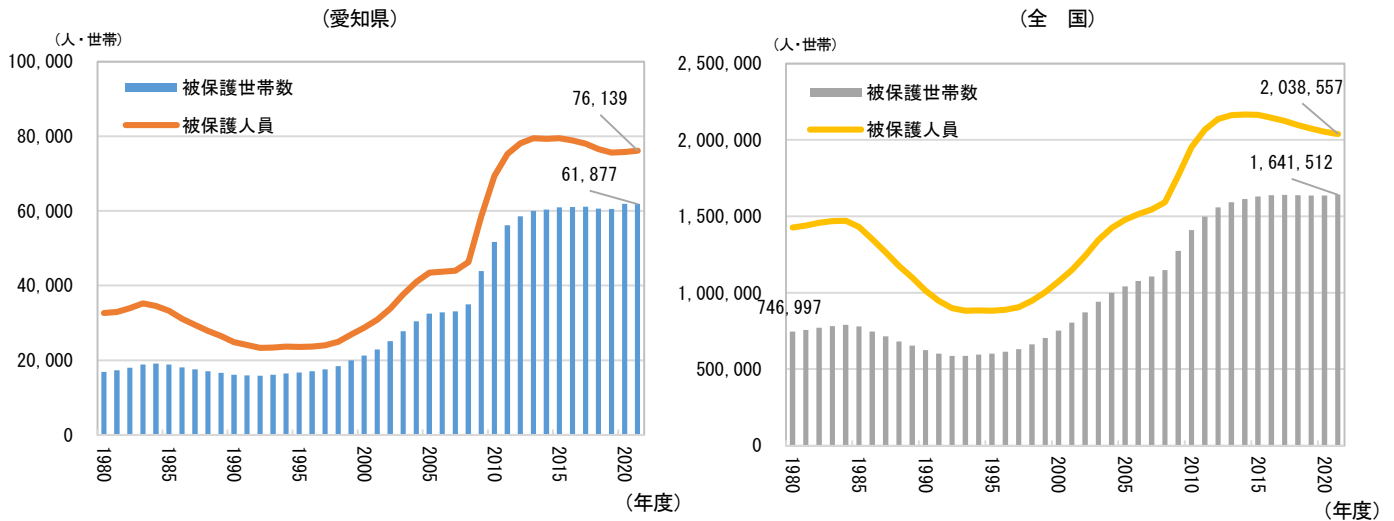
図表1-26 我が国の公的扶助制度の歩み

	制定	内容
恤救（じゅっきゅう）規則	1874年 （明治7）	日本で初めての貧困者に対する救済制度。血縁・地縁関係による相互扶助を救済の基本とし、身寄りのない貧困者のみやむをえず国庫で救済してよいとされた。対象者は極貧者、老衰者、廃疾者、孤児等で、救済方法は米代を支給。
救護法	1929年 （昭和4）	対象者を65歳以上の老衰者、13歳以下の幼者、妊産婦、障害者に拡大したが、労働力のある貧民は救護の対象外とされた。また、救済は国の責務としたが、救護を受けることを権利として認められていなかった。
生活困窮者緊急生活援護要綱	1945年 （昭和20）	第二次世界大戦の終結によって貧困者が急増したため、臨時応急措置として制定。宿泊、給食、医療などに係る現物給付を行うとされた。
旧生活保護法	1946年 （昭和21）	それまでの制限扶助主義から一般扶助主義となり、無差別平等の保護を定めるとともに、要保護者に対する国家責任による保護が明文化された。しかし、不適格者の規定があり、保護の対象は限られ、保護請求権も定められていなかった。
現生活保護法	1950年 （昭和25）	日本国憲法第25条の生存権に基づく法律であることを明文化し、全国民を対象とした一般扶助主義が確立。保護を受けることは権利とされ、保護請求権と不服申し立て制度が設けられた。

図表1-27 現生活保護法に明記された4つの原理

<p>①国家責任による最低生活保障の原理</p> <p>生活に困窮する国民の保護は、国がその直接の責任において実施すべきことである。</p>
<p>②保護請求権無差別平等の権利</p> <p>法第2条により「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」と規定。</p>
<p>③健康で文化的な最低生活保障の原理</p> <p>制度で保障される生活水準は、憲法上の権利として保障されている生存を可能にするものでなくてはならない。</p>
<p>④保護の補足性の原理</p> <p>保護を受けるためには各自がその持てる能力に応じて最善の努力をすることが先決であり、法第4条で「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし」また、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定。</p>

図表1-28 被保護世帯数・被保護人員の年次推移（愛知県・全国）



※全国・愛知県いずれも1か月平均値

出典：厚生労働省「被保護者調査（月次調査）」、2011年度以前は「福祉行政報告例」

愛知県データは、愛知県調べ

5 働き方

(1) 労働時間

我が国最初の労働者を保護する法律は1911年に制定された「工場法」として制定されています。同法は、1916年の工場法施行令によって同年9月に施行されました。

この法律の適用範囲は、常時「15人」（1923年改正で「10人」へ）以上を使用する工場と、事業の性質が危険または衛生上有害な一定の工場に限られていました。

また、保護の内容は、最低入職年齢を12歳としたうえ、15歳未満の者及び「女子」について、最長労働時間を12時間とし、深夜業（午後10時から午前4時）を禁止（例外と長期の適用猶予あり）するなど、一部については男性には適応されないものとなっていました（図表1-29）。

図表1-29 工場法の概要

工場法（1911年制定）の主な規定
① 最低入職年齢12歳
② 15歳未満の者および「女子」について、最長労働時間を12時間とし、深夜業（午後10時から午前4時）を禁止し（例外と長期の適用猶予あり）、休憩の基準（6時間を超えるときは30分、10時間を超えるときは1時間）および休日の基準（毎月2回以上）を定め、一定の危険有害業務への就業を制限
③ 工場における職工の安全衛生のための行政官庁の臨検・命令権
④ 職工の業務上の傷病・死亡についての事業主の定額の扶助責任
⑤ 賃金の通貨払いや毎月1回以上支払いの原則
⑥ 常時50人以上使用の工場における就業規則作成・届出義務（1923年改正）

出典：厚生労働省「広報誌 厚生労働」

その後、終戦直後の1947年に労働基準法が制定されました。制定当時の労働基準法では、「通常の労働時間制（1日8時間、1週48時間）」、「割増賃金は、時間外労働、深夜労働、休日労働について2割5分以上」などと決められていました。

当時の国会（昭和22年第92回帝国議会）においては、こうした労働時間の基準を法律において定めたのは、国際的に労働条件を保障する流れがあったことから、戦後、国際社会への復帰を促進するため法整備を図るものと説明されています（図表1-30）。

図表1-30 法制定時の労働基準法の提案理由

昭和22年第92回帝国議会 労働基準法提案理由（抄）
「1919年以來の国際労働會議で最低基準として採択され、今日ひろくわが国においても理解されている8時間労働制、週休制、年次有給休暇制のごとき基本的な制度を一応の基準として、この法律の最低労働条件を定めたこととあります。戦前わが国の労働条件が劣悪なことは、国際的にも顕著なものであります。敗戦の結果荒廃に帰せるわが国の産業は、その負担力において著しく弱体化していることは否めないのですが、政府としては、なお日本再建の重要な役割を担当する労働者に対して、国際的に是認されている基本的労働条件を保障し、もって労働者の心からなる協力を期待することが、日本の産業復興と国際社会への復帰を促進するゆえんであると信ずるのであります。」

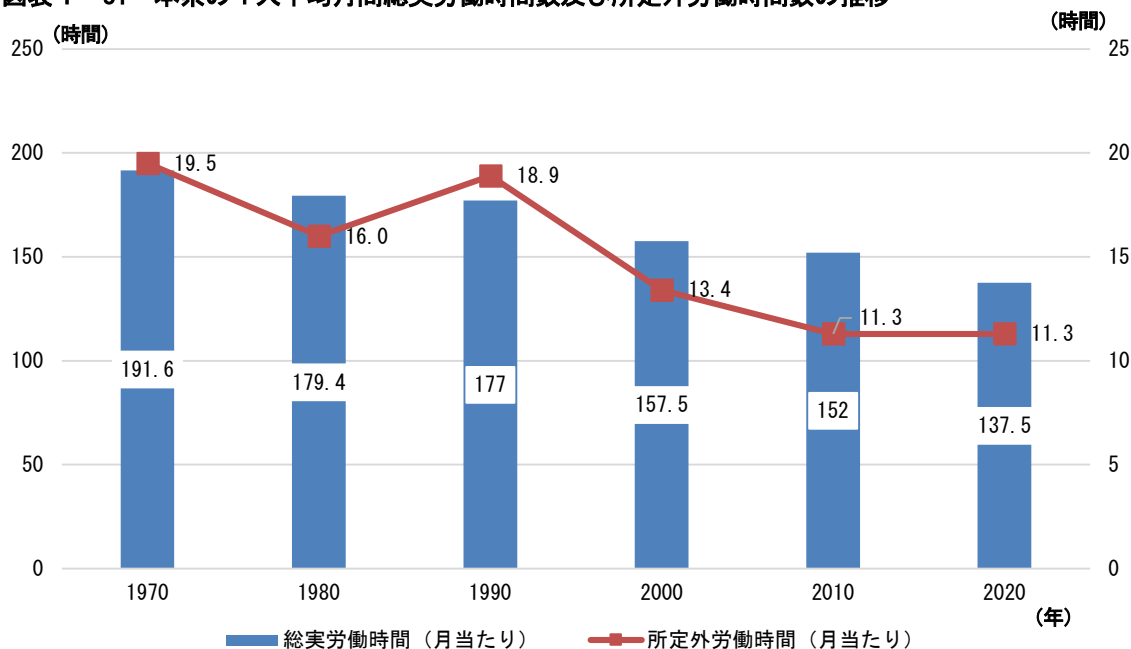
出典：厚生労働省資料「労働時間法制の主な改正経緯について」

労働基準法に定める労働時間については、1987年の改正により、1週間の法定労働時間を40時間に短縮していくことが明確化されました。この改正労働基準法の施行（1988年4月1日）後、3年が経過した1991年7月から、今後の週40時間労働制に向けた法制面の対応のあり方等労働時間法制の問題について検討され、1993年の法改正を経て、1994年4月1日から週40時間労働制を実施することとされました。

また、2019年の労働基準法の改正により、働き方改革の一環として、長時間労働の是正を図るため、時間外労働の上限が初めて法律で規制されました（中小企業は2020年から施行）。

本県の月当たりの総実労働時間の推移を見ると、1970年に191.6時間であったものが、2020年時点では137.5時間と7割程度まで減少しました。また、月当たりの所定外労働時間については、1970年に19.5時間であったものが、2020年には11.3時間まで減少しています。所定外労働時間は、1990年から2000年にかけて大きく減少していますが、その後横ばいで推移しています（図表1-31）。

図表1-31 本県の1人平均月間総実労働時間数及び所定外労働時間数の推移



※事業所規模30人以上
出典：厚生労働省「労働統計年報」

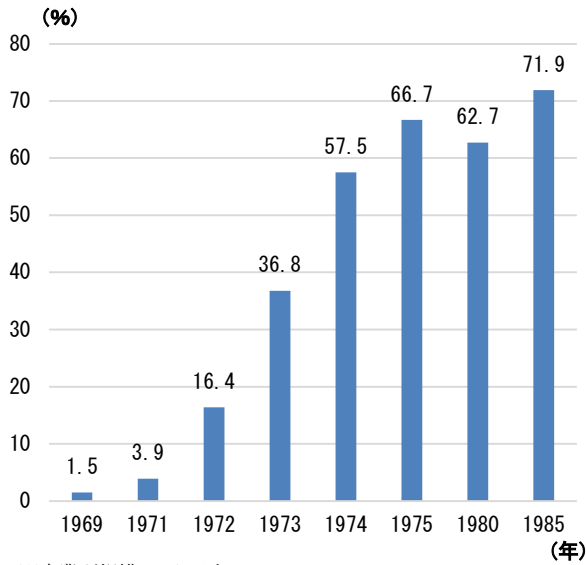
（2）休暇

週休2日制を導入している企業の割合は、オイルショックのあった1970年代前半頃から急速に増加しました。本県において、週休2日制を導入する企業の推移を見ると、1969年に1.5%であったものが、1985年には71.9%まで増加しています（図表1-32）。

しかし、この頃の週休2日制は、現在のような完全週休2日制ではなく、月1回や月2回の週休2日制の割合が高いものでした（図表1-33）。

なお、直近の2021年調査では、何らかの二日制を導入している企業の割合は83.5%、うち完全週休2日制を導入している企業は48.4%となっています。

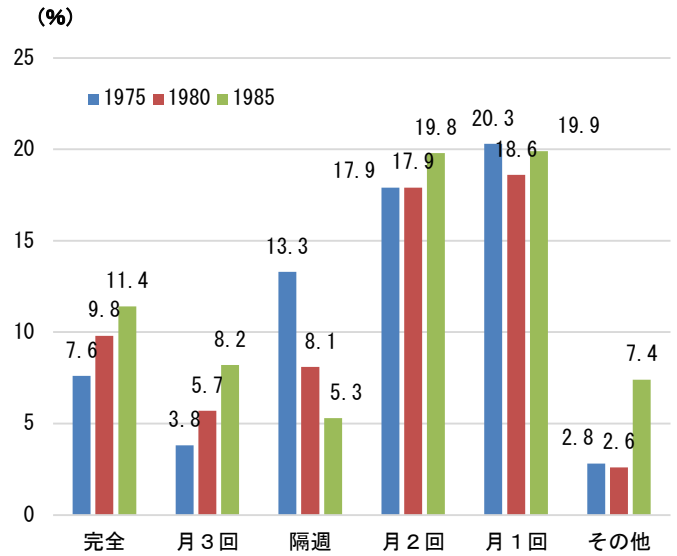
図表1-32 本県の週休2日制を導入している企業の割合



※事業所規模30人以上

出典：愛知県「愛知県労働経済の分析」

図表1-33 本県の週休2日制の種類 (1975~1985年)



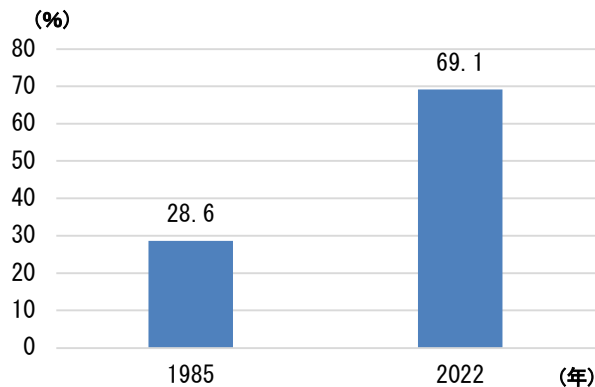
※事業所規模30人以上

出典：愛知県「愛知県労働経済の分析」

また、年次有給休暇については、労働基準法により2019年4月から、全ての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。本県の年次有給休暇取得率を見ると、1985年に28.6%であったものが、2022年には69.1%まで上昇しています（図表1-34）。

このほか、働き方改革関連法や育児介護休業法等によるワーク・ライフ・バランス*の推進など、労働環境の整備が進められています。

図表1-34 本県の年次有給休暇取得率



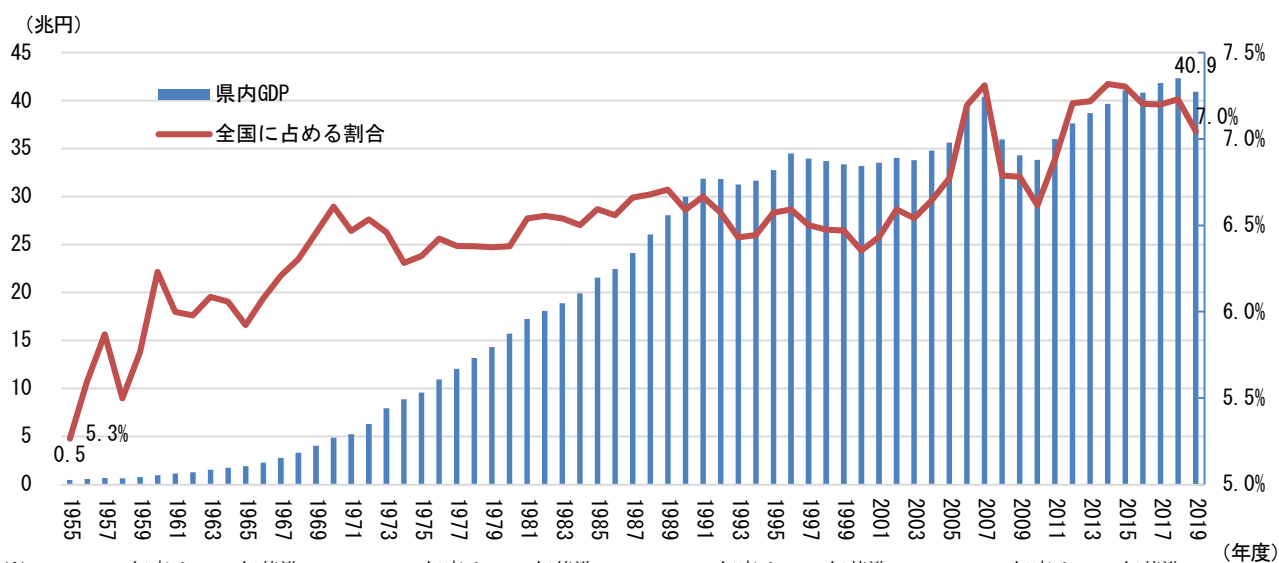
出典：1985年は愛知県「愛知県労働経済の分析」、2021年は「2022（令和4）年労働条件・労働福祉実態調査結果」

6 経済・産業

(1) 県内総生産と一人当たり県民所得の推移

本県の県内総生産(名目)の推移を見ると、1955年度に約0.5兆円であったものが、2019年度には40.9兆円まで増加しています。この間の全国に占める割合は、5.3%から7.0%まで上昇しています(図表1-35)。また、本県の一人当たり県民所得を見ると、1955年度に9.3万円であったものが、2019年度には366.1万円に増加しており、全国を上回っています(図表1-36)。

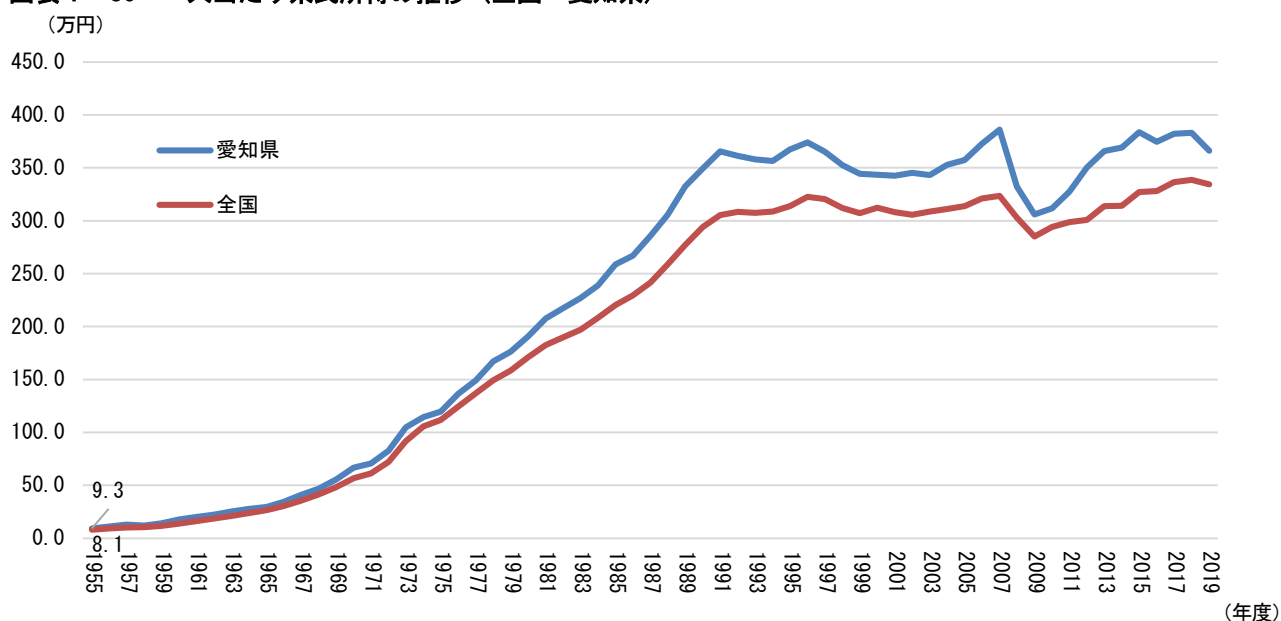
図表1-35 本県の県内総生産(名目)及び県内総生産の全国に占める割合の推移



※1955～1974年度は1980年基準、1975～1989年度は1990年基準、1990～1995年度は1995年基準、1996～2000年度は2000年基準、2001～2005年度は2005年基準、2006～2010年度は2011年基準、2011年以降は2015年基準

出典：内閣府「県民経済計算」

図表1-36 一人当たり県民所得の推移(全国・愛知県)



※1955～1974年度は1980年基準、1975～1989年度は1990年基準、1990～1995年度は1995年基準、1996～2000年度は2000年基準、2001～2005年度は2005年基準、2006～2010年度は2011年基準、2011年以降は2015年基準

出典：内閣府「県民経済計算」

(2) モノづくり産業の変遷

本県では戦前から、製糸業や養蚕業といった繊維産業が発展していました。特に、織物産業は、主要産業として本県の経済をけん引していました。

1906年の工場統計表を見ると、本県の工業品の総出荷額は5,484万円となっており、大阪府(1億3,921円)、東京都(9,757万円)に次ぐ、全国3位となっていました(図表1-37)。

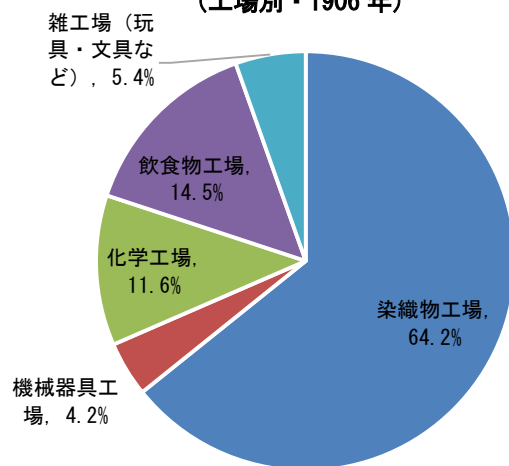
また、品目別に見ると、染織物工場(64.2%)が3分の2程度と大部分を占めています。1896年に豊田佐吉氏が発明した「豊田式汽力織機(木鉄混製動力織機)」もこうした本県の織物産業の発展に寄与してきました(図表1-38)。

図表1-37 1906年の都道府県別工業品総出荷額

	都道府県	総出荷額(万円)
1位	大阪府	1億3,921万円
2位	東京都	9,757万円
3位	愛知県	5,484万円
4位	長野県	3,707万円
5位	福岡県	3,324万円

出典：経済産業省「工場統計表」

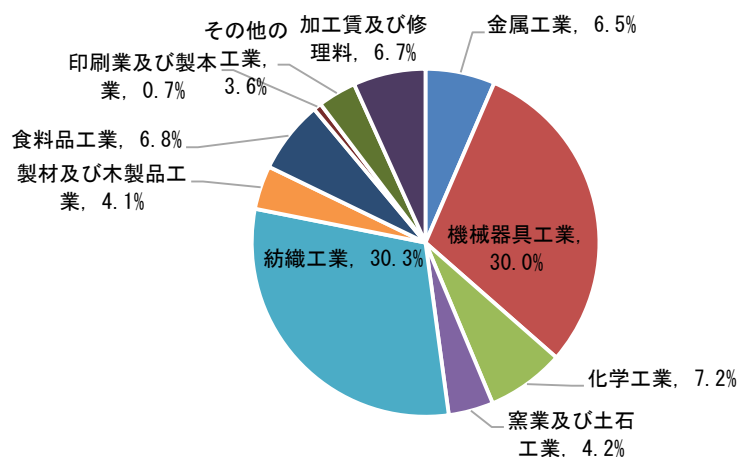
図表1-38 本県の工業品出荷額の内訳(工場別・1906年)



出典：経済産業省「工場統計表」

その後、昭和初期には航空機の製造がはじまり、1935年にトヨタ第1号乗用車の試作車「トヨタ・AA型乗用車」(後のトヨタ・AA型乗用車)が誕生するなど、機械器具工業が発展しました。1940年の本県の工業品の総出荷額は、約19億8,823万円(全国6位)となっていました。その内訳を見ると、「紡織工業」(30.3%)に次いで、「機械器具工業」(30.0%)の割合が高くなっています(図表1-39)。

図表1-39 本県の工業品出荷額の内訳(工場別・1940年)



出典：経済産業省「工業統計」

戦後、我が国は高度経済成長期（1956～1972年）、その後の安定成長期を迎えます。こうした中、本県の製造品出荷額等は神奈川県や大阪府の伸びを上回って成長し、1977年に全国1位となり、現在に至るまで44年連続で首位となっています（図表1-40）。

図表1-40 1975～1979年の都道府県別製造品出荷額等（上位3位）の推移
（兆円）

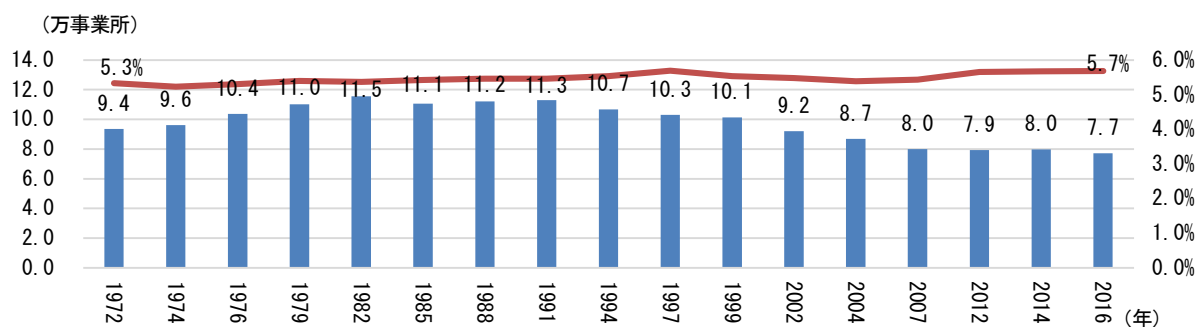


出典：愛知県統計課 Web ページ

（3）商業

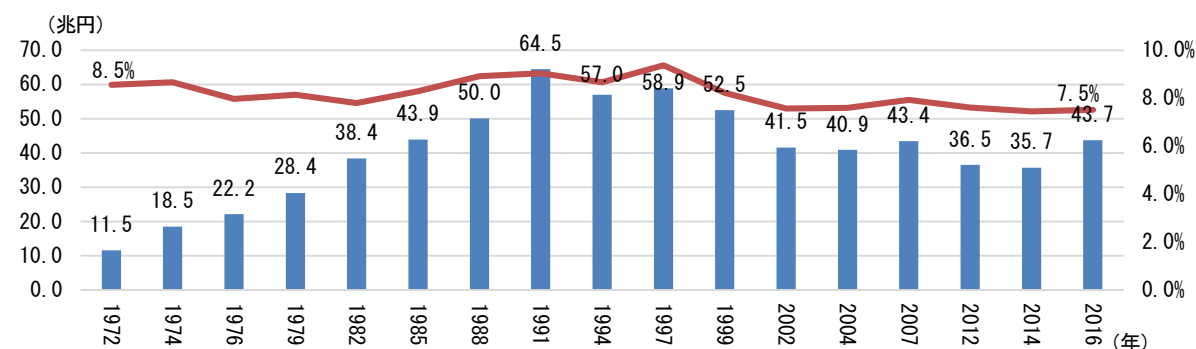
本県の卸・小売業の事業所数は2016年で約7万7千事業所、年間商品販売額は43兆7千億円と東京都・大阪府に次いで全国第3位となっています。1972年からの推移を見ると、1972年に約9万4千事業所であった事業所数は、バブル経済を迎えた1991年頃の11万3千事業所まで増加し、その後は減少傾向にあります（図表1-41）。また、年間商品販売額は1972年に約11兆5千万円であったものが、同じく1991年に64兆5千億円をピークに、その後は減少・横ばいの傾向にあります（図表1-42）。

図表1-41 本県の卸・小売業の事業所数及び全国に占める割合の推移



出典：1972～2014 は経済産業省「商業統計」（2012年を除く）、2012年は総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」、2016年は総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

図表1-42 本県の卸・小売業の年間商品販売額及び全国に占める割合の推移



出典：1972～2014 は経済産業省「商業統計」（2012年を除く）、2012年は総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」、2016年は総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

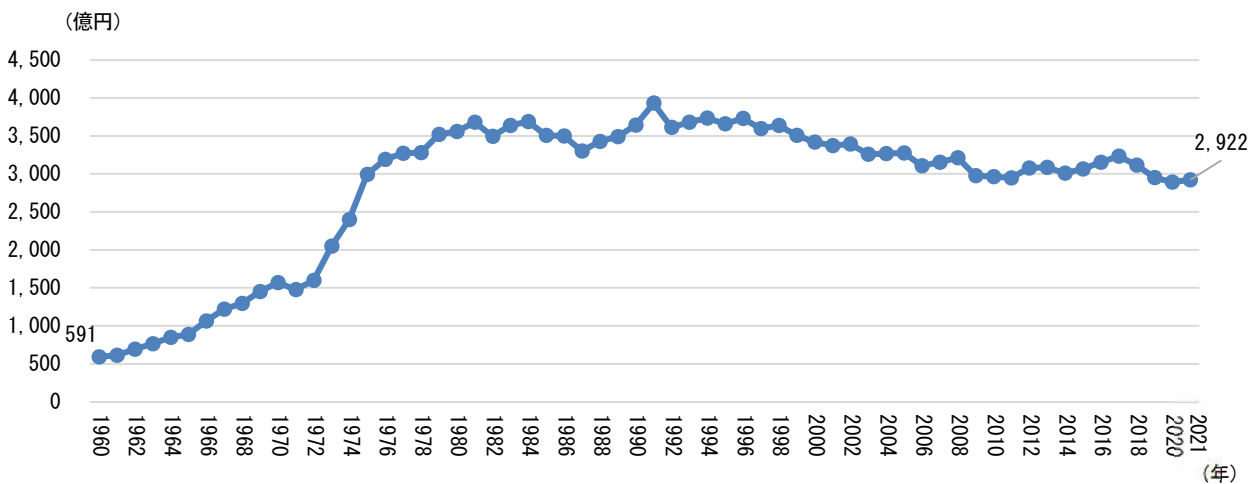
(4) 農業

本県の農業産出額の推移を見ると、1960年に591億円であったものが、2021年には2,922億円と約4.9倍に増加しています(図表1-43)。

品目別に見ると、耕種農業では、野菜と花きの増加が顕著となっています。特に花きは、1960年に9億円であったものが、ピーク時の1999年頃には763億円まで増加しており、本県の花き産出額は1962年以降全国第1位となっています(図表1-44)。

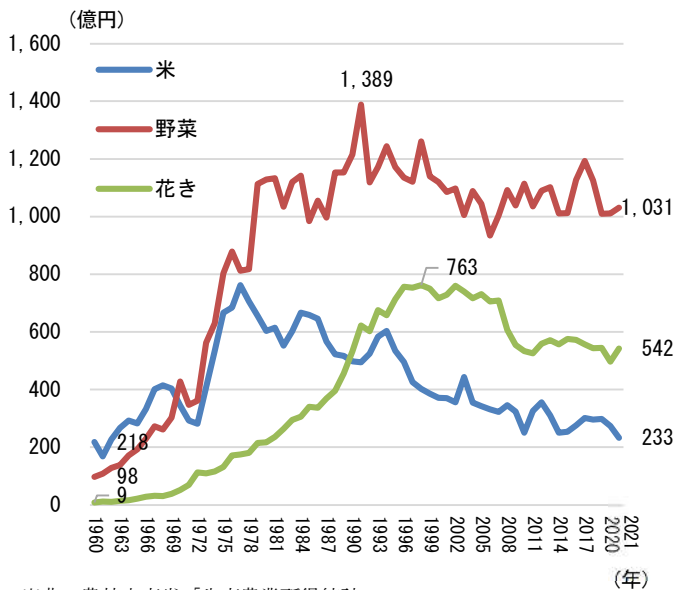
また、畜産業では、豚が1970年代後半、乳用牛・鶏が1980年代前半にかけて大きく増加し、その後、減少傾向となっています。一方、肉用牛は1980年後半まで増加し、その後、横ばいの傾向にあります(図表1-45)。

図表1-43 本県の農業産出額の推移



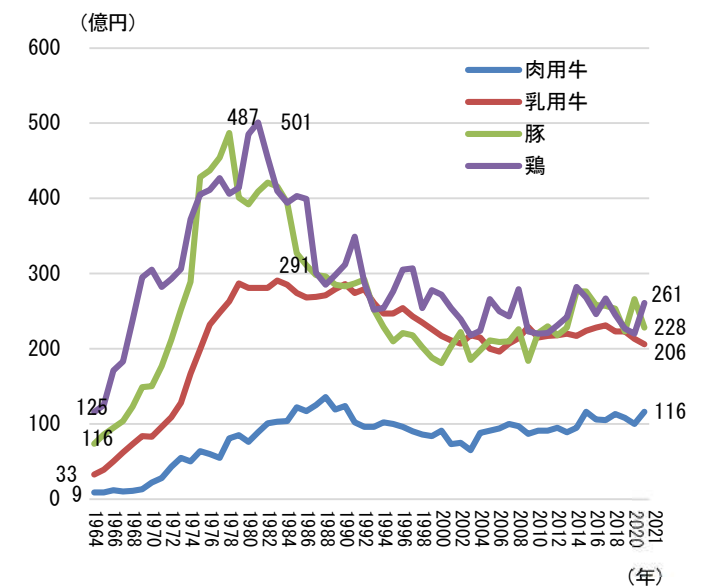
出典：農林水産省「生産農業所得統計」

図表1-44 本県の耕種農業の産出額の推移



出典：農林水産省「生産農業所得統計」

図表1-45 本県の畜産業の産出額の推移



出典：農林水産省「生産農業所得統計」

7 交易・国際化

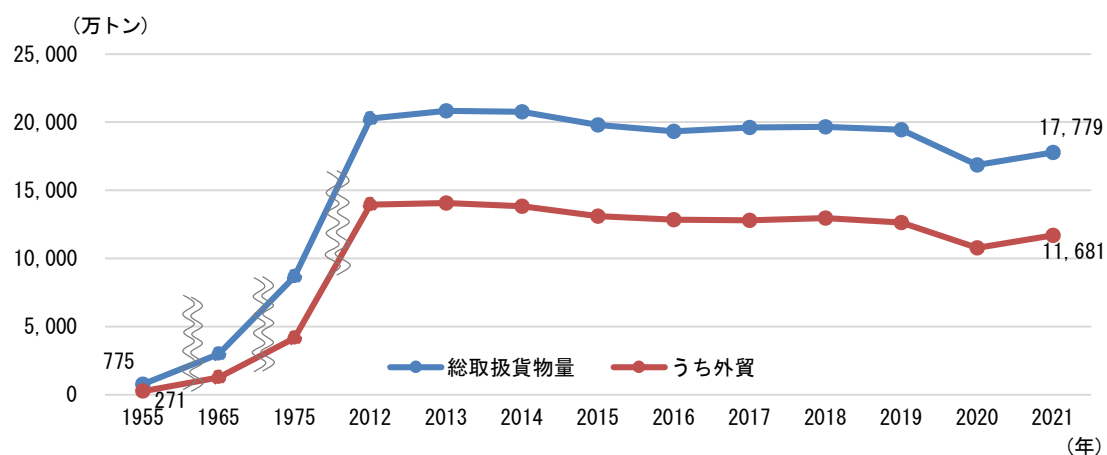
(1) 港湾・空港と貿易

江戸時代、熱田地区は東海道の渡し場（渡津）として尾張地域における最大の港となり、商品流通の拡大とともに、江戸・大阪通いの荷船（回船）の泊地として栄えました。尾張藩は熱田奉行所を置き、さらに船舶の取締りをする船奉行、その下に船番所・船会所などをおいて、旅人や貨物の検察・保安にあたりました。その後、明治期の1896年に熱田湊の築港を開始し、熱田湊は1907年に名古屋港へと改称され、国際貿易港へと発展しました。

戦後の名古屋港の総取扱貨物量の推移を見ると、1955年に775万トンであったものが、2021年には1億7,779万トンとなり約23倍に増加しました。このうち、外国との貿易（外貿）については、1955年に271万トンであったものが、2021年には1億1,681万トンとなり約43倍と大幅に増加しています（図表1-46）。

なお、名古屋港の総取扱貨物量は20年連続で全国1位、うち外貿は22年連続で全国1位となっています。

図表1-46 名古屋港の総取扱貨物量の推移



※1955～2012年は期間が異なるため注意が必要。

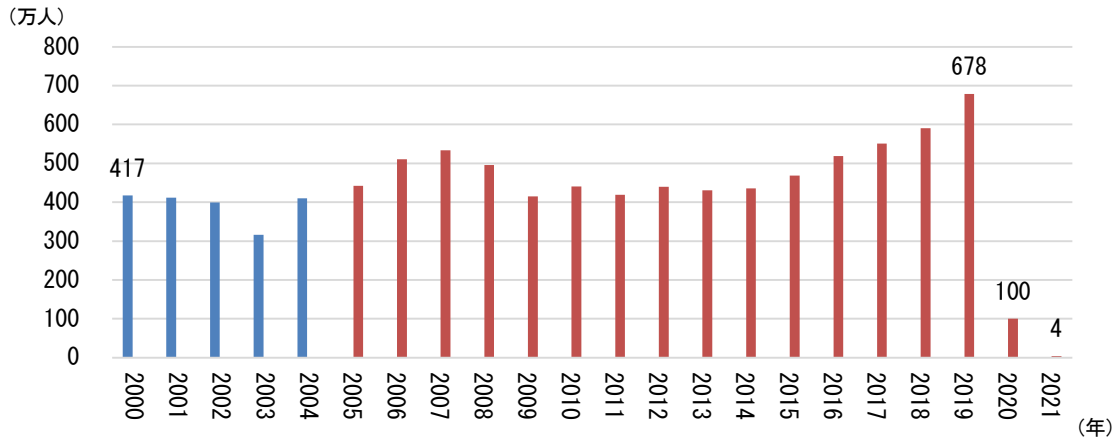
出典：名古屋港管理組合「名古屋港統計年報」

空港では、1967年に名古屋空港（現県営名古屋空港）に国際線ビルが竣工し、2005年の中部国際空港（セントレア）の開港まで、当地の空の玄関口となりました。

中部国際空港は、1985年に愛知・岐阜・三重の3県及び名古屋市、地元経済界により中部空港調査会が設立され、建設に向けた調査が開始されました。2001年から空港本体の埋立工事に着手し、2002年に旅客ターミナルビルの本格的な工事を開始するなどの整備を進め、2005年3月から開催された愛知万博（愛・地球博）に先立ち、同年2月に開港しました。

2000年以降の名古屋空港と中部国際空港の国際線の乗降客数の推移を見ると、2000年（名古屋空港）で417万人であったものが、2019年（中部国際空港）では678万人と約1.6倍に増加しました（図表1-47）。

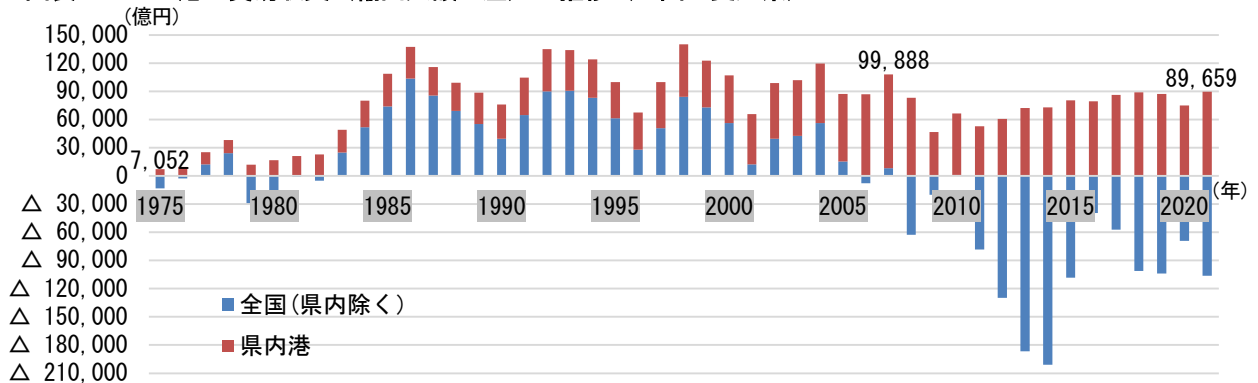
図表1-47 名古屋空港及び中部国際空港の国際線乗降客数の推移



※2000～2004年は名古屋空港、2005年以降は中部国際空港の乗降客数
出典：国土交通省「空港管理状況調査」より愛知県政策企画局作成

県内の港（名古屋港、衣浦港、三河港、中部国際空港）の貿易収支（輸出入額の差）の推移を見ると、1975年に7,052億円の黒字であったものが、2007年には、9兆9,888億円と約14倍に大きく増加しました。その後、リーマンショックの影響を受け、大きく減少しましたが、2021年には、8兆9,659億円まで回復してきています。また、2011年以降は全国の貿易収支（県内の港を除く）が赤字となっている中で県内の港は、大幅な黒字を維持しています（図表1-48）。

図表1-48 港の貿易収支（輸出入額の差）の推移（全国・愛知県）



※県内港は、名古屋港、衣浦港、三河港、中部国際空港（2004年以前は名古屋空港）、グラフ中の数値は県内港の黒字額
出典：財務省「貿易統計」

（2）外国人の増加と多様化

本県に住む外国人数の推移を見ると、1964年に46,000人であったものが、2022年には281,000人と約6.1倍に増加しました（図表1-49）。

国籍別に見ると、1964年・1974年・1984年においては、9割以上が「韓国・朝鮮」（1964年：97.0%、1974年：95.2%、1984年：93.4%）となっていました。

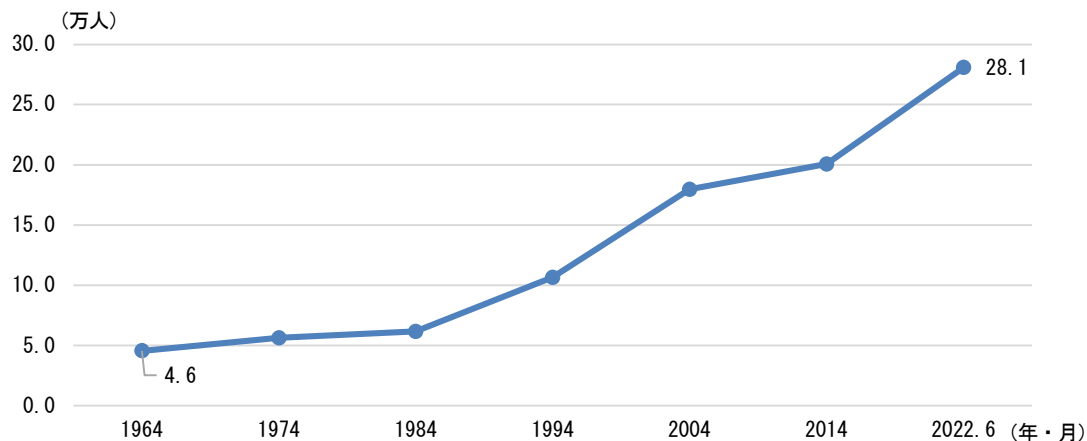
1989年に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」が改正されると、ブラジル国籍が急速に増加しました。この1990年の入管法改正により、「定住者」の在留資格が創設され、日系3世まで就労可能な地位が与えられたことから、特に製造業を中心とした就労の担い手として、本県に定住する日系ブラジル人が増加したためと考えられます。

一方で、韓国・朝鮮国籍は減少傾向にあり、2000年代に入ると、ブラジル国籍が、韓国・

朝鮮国籍を上回り最も多くなりました。また、この頃から中国やフィリピン国籍の増加が見られるようになりました。

そして、直近の2022年6月時点の統計では、ベトナム国籍（49,000人）が急速に増加した結果、ブラジル国籍（60,000人）に次いで2番目に多くなるなど、国籍の多様化が進んでいます（図表1-50）。

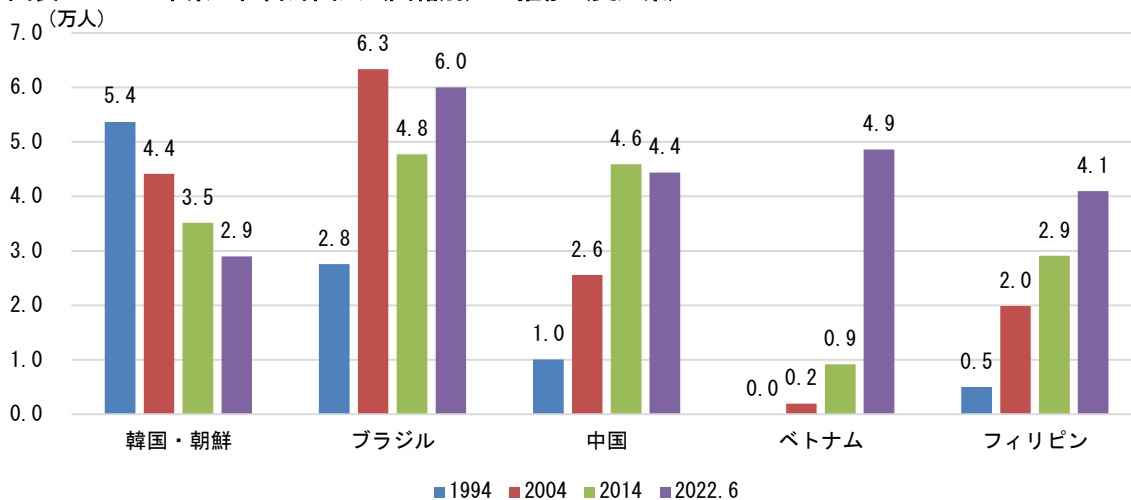
図表1-49 本県の在留外国人の推移



※1964年は4月1日時点、1974～2014年は12月末時点

出典：1964～2004年は法務省「登録外国人統計」、2014年以降は法務省「在留外国人統計」より愛知県政策企画局作成

図表1-50 本県の在留外国人（国籍別）の推移（愛知県）



※1994～2014年は12月末時点

出典：1994～2004年は法務省「登録外国人統計」、2014年以降は法務省「在留外国人統計」より愛知県政策企画局作成

8 インフラ整備と行政体制

(1) 道路

道路は1873年の大蔵省布達「河港道路修築規則」によって等級が明示され、次いで1876年の太政官達第60号(「道路ノ等級ヲ廃ス」)により、国道、県道、里道の三種類に分けられました。この頃に整備された街道が、その後の道路網の礎となっており、現在でも街道の名称として残っています(図表1-51)。

その後、本県では、東海道新幹線の開業(1964年)に続き、名神高速道路(1965年)、東名高速道路(1969年)が開通、関東と関西をつなぐ陸の結節点としての存在感がさらに高まってきました。また、伊勢湾岸自動車道(2005年県内開通)、東海環状自動車道(2005年県内開通)に加え、新東名高速道路(2016年県内開通)などが開通し、利便性が大きく向上しました。

2021年の道路普及状況を見ると、本県の国道・県道の延長は5,535kmで全国6位、平方キロメートル当たりの道路延長は1,069.9mで全国3位、道路面積は342.5km²で全国2位となっています(図表1-52)。

図表1-51 本県の国道・県道の一覧(1879年)

(単位: km)					
種別	等級	名称	県内起点	県内終点	延長距離
国道	一等	東海道	静岡県浜名郡白須賀駅界	三重県桑名郡界	108.0
	二等	名古屋街道	愛知県熱田駅	名古屋鎮台	6.6
	三等	美濃街道	名古屋鎮台	岐阜県中島郡界	26.6
		岐阜街道	中島郡六角堂村	岐阜県羽栗郡界	16.1
		篠屋街道	県庁	名古屋街道	0.6
		岩倉街道	春日井郡小田井村	丹羽郡小折村	14.6
一等	下夕街道	名古屋鎮台	岐阜県土岐郡界	30.3	
	百曲り街道	名古屋門前町	愛知県熱田新田東組	4.4	
県道	二等	稲置街道	県庁	丹羽郡稲置村	28.4
		巡見街道	丹羽郡稲置村	海西郡前ヶ須駅	44.2
		瀬戸街道	春日井郡大曾根村	春日井郡瀬戸村	22.0
		津島街道	名古屋区古渡町	海東郡津島村	19.8
		常滑街道	愛知県鳴海駅	知多郡常滑村	28.2
		師崎街道	碧南郡知立駅	知多郡師崎港	50.4
		半田街道	知多郡名和村	知多郡半田村	20.9
		上ミ街道	春日井郡土器野新田	海東郡津島村	13.7
	荻母街道	愛知県平針村	南設楽郡新城村	87.4	
	三等	飯田街道	愛知県平針村	長野県伊那郡界	67.4
		新街道	愛知県平針村	碧海郡神崎村	20.8
		大浜街道	知多郡大高村	碧海郡大浜港	27.6
		西尾街道	碧海郡知立駅	幡豆郡西尾村	13.9
		伊那街道	宝飯郡小坂井村	長野県伊那郡界	68.1
平坂街道		宝飯郡小坂井村	幡豆郡平坂港	39.2	
三等	木坂街道	宝飯郡御油駅	静岡県敷知郡界	18.7	
	別所街道	渥美郡豊橋駅	長野県伊那郡界	89.5	
	田原街道	渥美郡豊橋駅	渥美郡富村	38.0	
	新城街道	渥美郡二川駅	静岡県敷知郡界	2.6	
	足助街道	東加茂郡足助村	額田郡岡崎駅	30.5	
	土呂街道	額田郡福岡村	幡豆郡平坂港	12.1	
藤川街道	額田郡福岡村	額田郡藤川駅	18.3		
岡崎街道	碧海郡矢作村	幡豆郡平坂港	15.1		

出典: 愛知県「愛知県史 通史編6 近代1」

図表1-52 本県の道路の普及状況

順位	都道府県	国・都道府県道延長 (km)	都道府県	平方km当たりの道路延長 (m)	都道府県	道路面積 (km ²)
1	北海道	18,670	大阪	1,287.0	北海道	738.35
2	新潟	6,648	東京	1,229.8	愛知	342.50
3	福島	6,143	愛知	1,069.9	茨城	292.84
4	兵庫	5,882	香川	1,023.3	埼玉	265.05
5	長野	5,590	福岡	944.5	千葉	251.23
6	愛知	5,535	神奈川	907.5	新潟	246.42
7	広島	5,202	埼玉	894.9	福岡	246.03
8	鹿児島	4,838	佐賀	777.0	長野	240.69
9	岩手	4,788	千葉	757.8	兵庫	236.16
10	福岡	4,710	茨城	751.3	福島	233.32

出典: 国土交通省「道路統計年報2021」より愛知県政策企画局作成

(2) 鉄道

本県最初の鉄道路線は、1886年に開通した武豊-熱田間であり、港から建設資材を熱田へ運ぶ資材運搬線として、また、旅客車として運行されました。

その後、1889年には東海道線が全通(新橋-神戸駅間)、1964年には東海道新幹線が開

業するなど、利便性が大きく向上しました（図表1-53）。

なお、新橋—神戸間（東海道線）では、1日1往復、片道約20時間を要し、運賃は下等列車（後の3等列車）で3円76銭（現在の価値に換算すると約8万円相当）でしたが、現在の新幹線のぞみでの同区間の所要時間が3時間弱、自由席片道の運賃は1万5,000円程度となっていることから、速達性や移動コストは大きく改善されたこととなります。

このほか、1957年の名古屋市営地下鉄、1988年の愛知環状鉄道、2005年の東部丘陵線・リニモの開業など、地域住民の移動を支える鉄道網の整備が進みました。

図表1-53 鉄道列車の所要時間の変遷

年	列車	区間	時間	備考
1889年	東海道線全通・直通列車	新橋～神戸	20時間5分	—
1912年	特別急行列車	新橋～大阪	11時間55分	最初の特急列車
1930年	超特急「燕」	東京～大阪	8時間20分	1926年丹那トンネル開通後は8時間
1956年	特急「つばめ」・「はと」	東京～大阪	7時間30分	—
1958年	特急「こだま」	東京～大阪	6時間50分	1960年6月から6時間30分
1964年	新幹線「ひかり」	東京～新大阪	4時間	1965年9月から3時間10分
2009年	新幹線「のぞみ」	東京～新大阪	2時間25分	運行開始時は2時間30分

出典：豊橋市二川宿本陣資料館「鉄道開通」2009年（平成21年）

（3）用水等

本県では西三河地域において、1880年（明治13年）に明治用水が通水しました。当時、安定した水源のない碧海台地では、ため池や井戸水など不安定で脆弱な水源に頼った農業が営まれており、加えて県内他地域に比べ降水量が少ないことから、農業の生産力が低い状況にありました。このため、碧海郡和泉村（現安城市）の都築弥厚氏は、矢作川から取水し、30kmにおよぶ水路を掘削することで、5万石余りの水田を開くという壮大な計画を立て、1827年に幕府に出願しましたが、十分な条件での許可が下りず、また、地元の反対もあり、失敗に終わりました。

しかし、明治になってから、その遺志を継いだ、碧海郡大浜村（現碧南市）の岡本兵松氏と碧海郡阿弥陀堂村（現豊田市）の伊豫田与八郎氏が協力し、県の支援によって工事を開始、1880年（明治13年）4月には、約10kmが通水しました。続けて、各井筋が完成し、1881年に「明治用水」と命名されました。その後、県が井筋から分かれる支線水路約40本を掘り、1885年には、ほぼ現在と同じ明治用水が完成しました（図表1-54）。

昭和に入ると、知多半島地域に愛知用水（1961年）、東三河地域に豊川用水（1968年）が通水しました。

愛知用水は、水不足に長年苦しんできた知多半島の農家の人々の熱心な働きかけがきっかけとなり国が実現に向けて動き出し、1955年に愛知用水公団（当時）が設立され事業がはじまりました。建設にあたっては世界銀行から融資を受け、米国の土木技術を導入し、発電を含めた我が国初めての総合水資源開発事業として進められました。

また、豊川用水は1947年に本県と市町村が一体となって東三地方開発期成同盟会を結成し、国へ働きかけ、1949年に建設工事がはじまりました。そして、1958年に農業用水と併

せ、水道用水と工業用水を給水する総合開発計画となり、1968年に渥美半島、蒲郡市、静岡県湖西市まで水を送る水路や調整池が完成しました。

このような水資源の開発・活用により、本県の農業や産業は大きく発展しました。

図表1-54 明治用水旧頭首工



提供：明治用水土地改良区



今も残る旧頭首工跡

(4) 行政体制

江戸期の村（藩政村）は、村落共同体を自治単位として、明治期に入っても存続しましたが、1871年（明治4年）の戸籍法制定を契機として、明治新政府は中央集権的な地方行政体制を制度化するために、大区小区制を実施しました。本県では、1872年に名古屋県から改称された当時の愛知県（尾張地方）に6大区90小区、額田県（三河地方）に9大区58小区が区画され、同年11月の合併により今の愛知県が誕生しました。

しかし、大区小区制は旧慣を重要視せず、行政運営は混乱や地域住民の反対を招いたため、1878年（明治11年）制定の郡区町村編制法によって、旧来の自治組織的町村を行政組織として組み込むこととなりました。

そして、愛知県でも大区小区から県一郡区一町村に整理され、名古屋区と16郡に郡区役所が設置されました（図表1-55）。

図表1-55 本県の郡区の推移

【大区小区制（1872年9月）】				【郡区（1879年1月）】	
県	大区	区域	小区数	県	郡区
愛知県 (1872年4月 名古屋県から 改称)	第1大区	名古屋、熱田	9	愛知県	名古屋区
	第2大区	愛知郡	13		愛知郡
	第3大区	春日井郡	18		春日井郡
	第4大区	丹羽郡及び葉栗郡	12		丹羽郡及び葉栗郡
	第5大区	中島郡	16		中島郡
	第6大区	海東郡及び海西郡	22		海東郡及び海西郡
額田県	第1大区	知多郡	10		知多郡
	第2大区	碧海郡	10		西加茂郡
	第3大区	幡豆郡	7		東加茂郡
	第4大区	加茂郡	7		碧海郡
	第5大区	渥美郡	7		額田郡
	第6大区	宝飯郡	6		幡豆郡
	第7大区	額田郡	5		宝飯郡
	第8大区	設楽郡	3		北設楽郡
	第9大区	八名郡	3		南設楽郡
					八名郡
				渥美郡	

1872年11月
合併
➡

出典：愛知県「愛知県史 通史編6 近代1」より愛知県政策企画局作成

一方で、藩政村に基づく行政単位は、多くが戸数100戸に満たず、人口規模も数百人程度と少なかったため、財政的基盤が弱く、小学校の設立・運営や専任の行政職員の配置などにさまざまな困難が生じることとなりました。このため、当時の政府は1889年（明治22年）4月に市制・町村制を実施、旧町村を統合し300戸～500戸を標準的な規模とする新町村の設置を図り、現在の市町村のはじまりとなりました。その後、市町村合併等を経て、現在の愛知県は38市14町2村となっています（図表1-56）。

図表1-56 本県の市町村数の変遷（各年4月1日現在）

年	市	町	村	計
1875年	—	402	2,570	2,972
1921年	3	71	190	264
1930年	5	81	158	244
1950年	11	77	131	219
1970年	23	50	15	88
1989年	30	47	11	88
2005年	32	36	6	74
2006年	35	26	2	63
2008年	35	24	2	61
2010年	37	18	2	57
2011年	37	15	2	54
2012年	38	14	2	54

出典：愛知県「市町村行財政のあらまし」、愛知縣市町村課 Web ページより愛知県政策企画局作成

9 文化・観光

(1) 文化施設

本県では、博覧会の開催を契機として、博物館や美術館の整備が進んでいきました。1871年に開催された県内最初の博覧会である博覧小会、1874年に開催された名古屋博覧会、そして1877年に開催された第一回内国勸業博覧会の盛り上がり为契机に、1878年に工藝博物館が建設されました。この博物館は、1881年に公立名古屋博物館に改称し、1883年に愛知県に移管され愛知県博物館となり、その後、規模の拡張や組織の変革を経て、新たに愛知県商品陳列館となりました(図表1-57)。

こうした施設は、本県の商工業の振興のため、主に工業製品が陳列されるなど展示会場的な役割を有しており、現在の博物館のイメージとは異なりますが、新古美術展や岸田劉生氏を中心に結成された草土社の展覧会をはじめ様々な美術展も開催され、明治末から昭和初期にかけて展覧会場として重要な役割を果たしました。

図表1-57 愛知県商品陳列館



出典：名古屋商工会議所Webページ

第二次世界大戦後、1951年にサンフランシスコ平和条約が締結されると、その記念事業の一環として、図書館、美術館、教養施設からなる文化施設の建設が計画されました。1955年に愛知県美術館が、1958年に愛知文化講堂が、1959年に愛知図書館が相次いで開館しました。これら3つの施設の開館により、総合文化施設として、現在の愛知芸術文化センターの前身である愛知県文化会館が完成しました。

特に、愛知県美術館は、都道府県立としては戦後2番目に整備され、冷暖房を完備するなど、当時の新聞では「東洋一の美術館が完成」と報じられ、創作活動の発表の場として、本県における戦後美術界の復興に寄与しました。

歴史ある愛知県美術館でしたが、芸術文化に対する新しいニーズに応えるため、愛知県文化会館を移転新築することとなりました。そして、21世紀における新しい芸術文化の拠点として、1991年に図書館の愛知芸術文化センター(名城施設)、1992年に美術館、芸術劇場、文化情報センターからなる愛知芸術文化センター(栄施設)が開館しました(図表1-58)。

図表1-58 開館当時の愛知芸術文化センター(栄施設)

愛知芸術文化センター(栄施設)では、2016年度に、初の大規模改修を実施しました。このリニューアルにより、愛知県美術館は、創造的で多様性に富む社会の実現に寄与するため、国際性と地域性、発信と共有、多様性と独自性、自由と創造性の4つの視点を重視した活動を展開していくこととしています。



また、本県は、瀬戸、常滑等の全国的にも著名な窯業地を擁し、高い陶芸文化を誇っています。そのため、愛知県政100年記念事業の一つとして、こうした陶芸文化の普及と発展を図り、美術的、歴史的、産業的に貴重な陶磁資料を収集、保存、展示するとともに、作陶施設など県民が陶芸文化に触れる場を提供する愛知県陶磁資料館（2013年に愛知県陶磁美術館に改称）が、1978年に瀬戸市に開館しました（1978年に南館が、翌年に本館が開館）（図表1-59）。今年で開館45年目を迎え、老朽化した施設全般を修繕し、今後とも安全かつ快適な展示・体験環境を維持するため、2023年6月中旬から全施設を休館し、改修工事を実施する予定です。

図表1-59 開館当時の陶磁美術館
（南館と建設中の本館）



このほか、スポーツ施設では、1914年に屋内型相撲興行施設の名古屋国技館が開館しました。東京都にある両国国技館と同じく、辰野金吾氏が設計し、最新の形式を備えた国技館と評されました。また、1927年には鳴海球場が開場し、国内初のプロ野球の試合である名古屋金鯱軍対東京巨人軍の試合が開催されました。

第二次世界大戦後、1950年に第5回国民体育大会が本県で開催され、この大会を契機に瑞穂公園陸上競技場や金山体育館をはじめ、様々なスポーツ施設が整備されました。

また、東京オリンピックが開催された1964年には、愛知県体育館が開館しました。夏の風物詩にもなっている大相撲名古屋場所や、1971年の米中関係の改善、日中国交正常化へとつながった「ピンポン外交」の舞台となった「第31回世界卓球選手権大会」の開催などにより、開館以来半世紀以上にわたり県民に親しまれている施設です（図表1-60）。現在、2026年に開催するアジア競技大会・アジアパラ競技大会にも活用できるよう、新体育館の整備を進めています。

図表1-60 ドルフィンズアリーナ
（愛知県体育館）に設置
されたピンポン外交記念
モニュメント

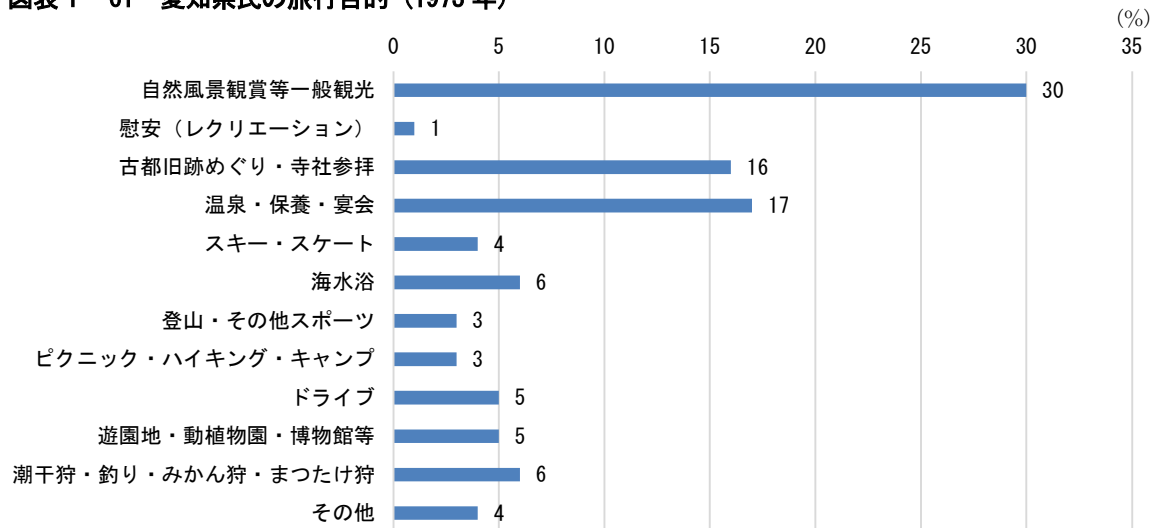


(2) 観光

本県には、歴史、産業、食、自然、祭事など地域に根差した魅力的な観光資源がありますが、観光客がどの観光資源を目的とするのかは、時代によって変化しています。

1973年の本県の調査によると、当時の愛知県民にとっての旅行目的は、自然風景観賞や古都旧跡めぐりなどの観光行動が多く、スキー・スケートなどの活動的なレクリエーションは比較的少ないことが見受けられます（図表1-61）。

図表1-61 愛知県民の旅行目的（1973年）



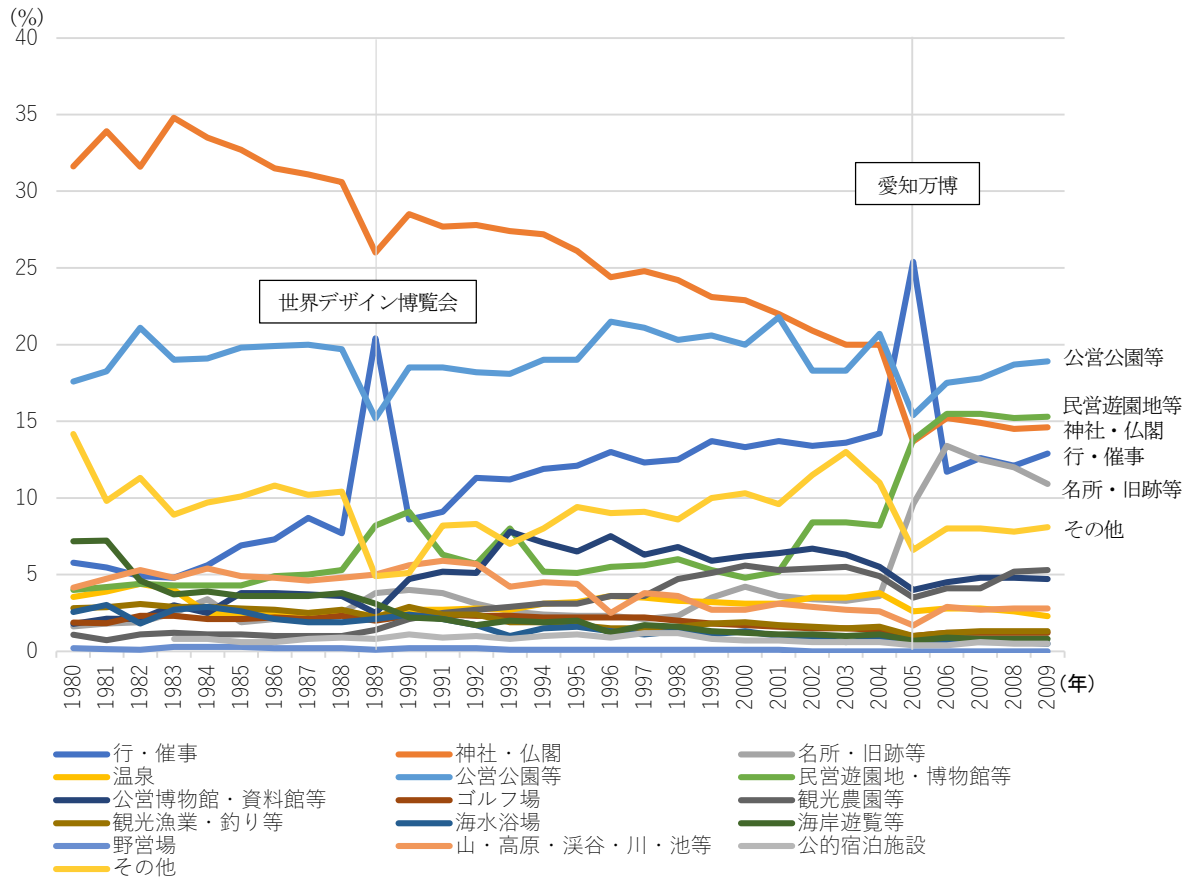
出典：愛知県「愛知県民の昭和48年における観光・レクリエーション旅行実態調査報告書」をもとに愛知県政策企画局作成

県内の観光レクリエーション施設の利用者数の構成比を見てみると、統計を取りはじめた1980年頃は、神社・仏閣や公営公園等の利用者の割合が多く、約50年前の愛知県民の旅行目的の意識と同様の傾向が見られます。

その後、世界デザイン博覧会*や愛知万博（愛・地球博）*などの大きなイベントがある年には、行・催事の割合が大きく上がりますが、一過性のものではなく、年代が進むとともに増加傾向にあります。他に大きく利用者の割合が増加する要因として、刈谷ハイウェイオアシス（2004年）や中部国際空港（2005年）など、現在においても人気のある施設のオープンを契機として利用者が増加しています（図表1-62）。

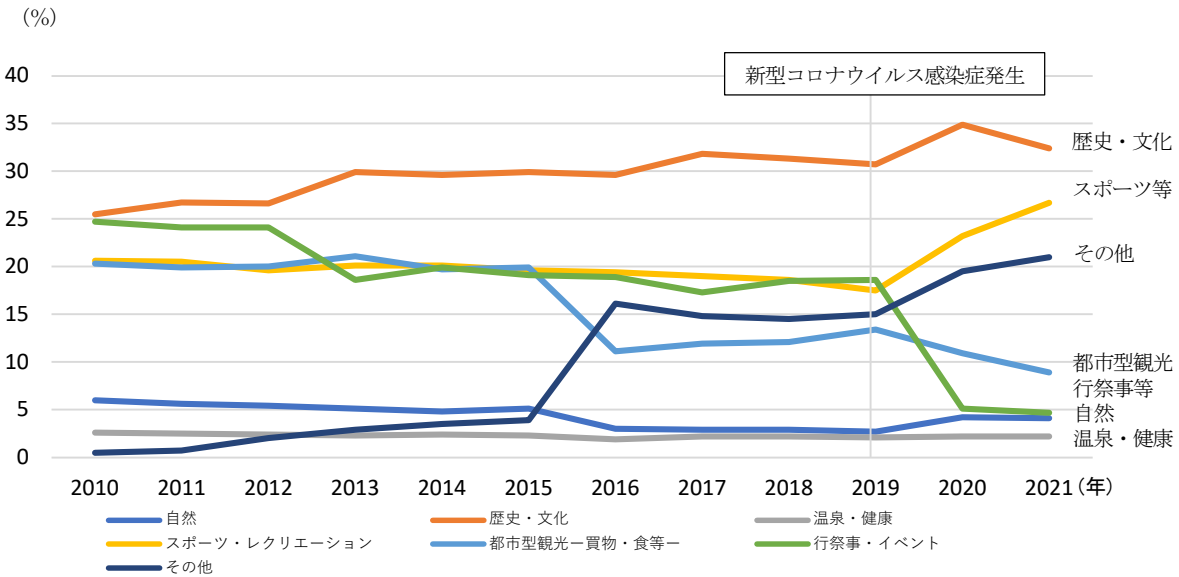
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がはじまった2019年以降では、それまで比較的高い割合を有していた行祭事・イベントや都市型観光の割合が減少し、コロナ禍でも楽しむことができる公園などが含まれるスポーツ・レクリエーション施設や、自家用車の利用を前提とした道の駅などを含むその他施設、比較的低い割合で推移していた自然の割合が増加しました（図表1-63）。

図表1-62 本県の施設区分別利用者構成比（1980～2009年）



※2009年以前と2010年以降では調査対象の基準が異なるため分けて記載
 出典：愛知県観光コンベンション局「愛知県観光レクリエーション利用者統計」

図表1-63 本県の施設区分別利用者構成比（2010～2021年）

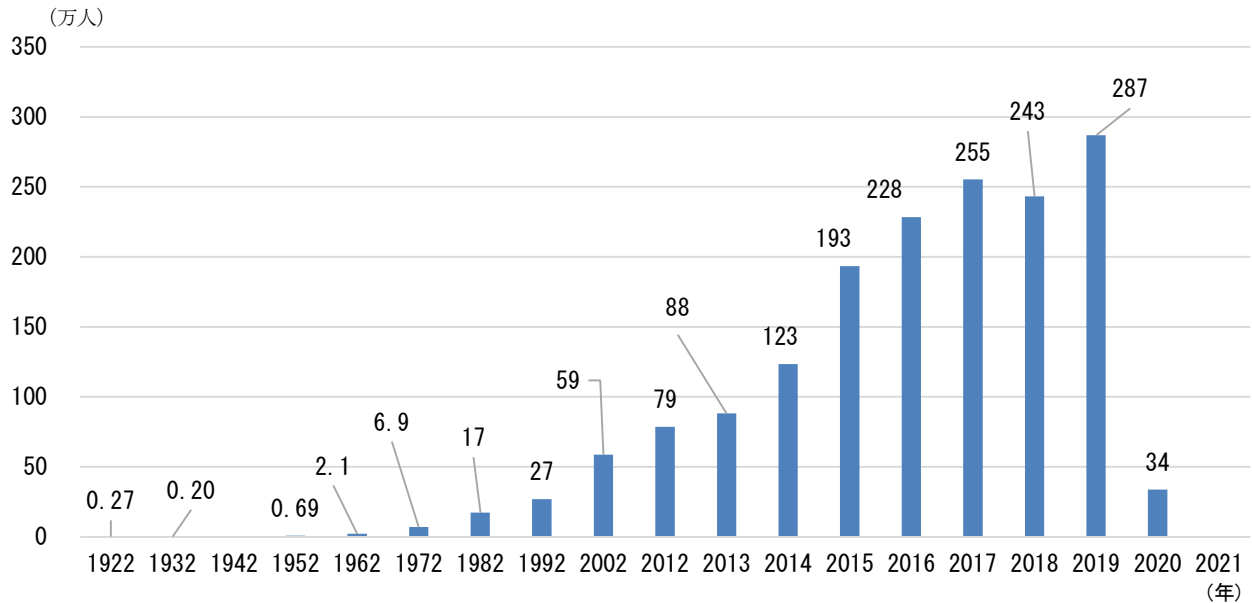


※2009年以前と2010年以降では調査対象の基準が異なるため分けて記載
 出典：愛知県観光コンベンション局「愛知県観光レクリエーション利用者統計」

本県は、新型コロナウイルス感染症が拡大するまでは、好調なインバウンドに支えられ、来県外国人旅行者数は順調に増加していました。

過去からの推移を見るため、国が取りまとめている訪日外客数から来県外国人旅行者数を推計すると、100年前の1922年では約2,700人、50年前の1972年では約7万人となります。1922年から1972年の50年間で、約6万7,000人の外国人旅行者が増加していますが、その後、1972年からコロナ禍以前の2019年の47年間では、約280万人増加しています（図表1-64）。

図表1-64 本県の来県外国人旅行者数の推移



※1992、2002年は、「訪日外客訪問地調査」、2012～2020年は「訪日外国人消費動向調査」の訪問率により算出
 2020年は、1-3月のみで訪問率を算出
 2021年は「訪日外国人消費動向調査」が一部実施できなかったことから欠測
 1942年は「訪日外客統計」のデータが入手できなかったため欠測
 1922～1992年は、訪問率を集計している1984～2020年の訪問率の平均値を用いて算出
 出典：日本政府観光局「訪日外客統計」、「訪日外客訪問地調査」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」より算出

10 環境問題

(1) 気候変動

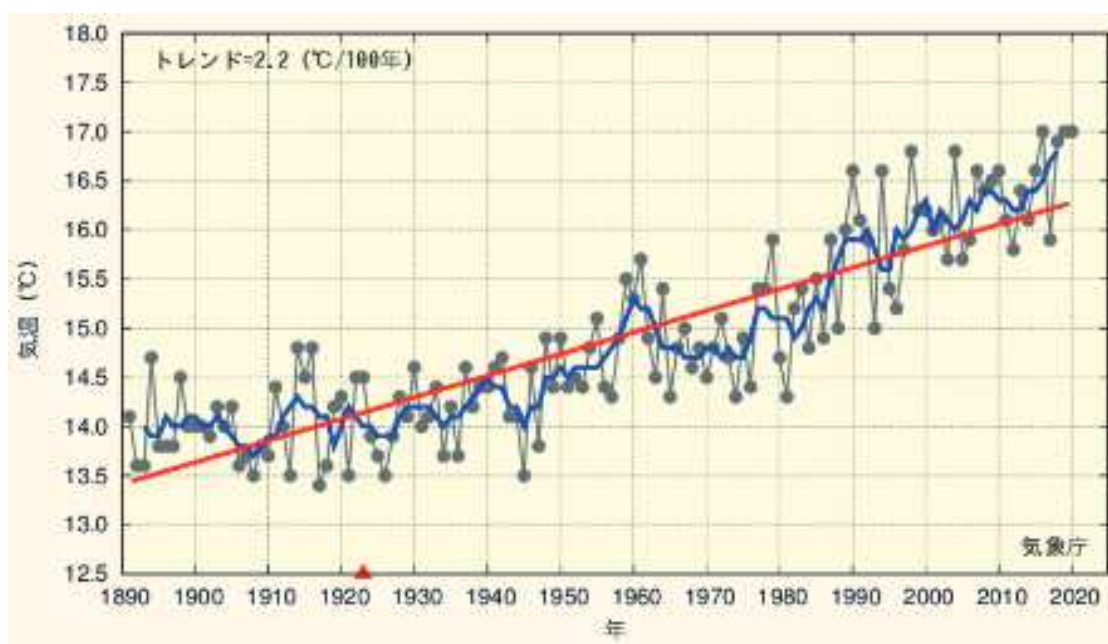
近年、世界では、平均気温の上昇、海面水位の上昇など気候変動問題が顕在化し、我が国においては、激甚な豪雨・台風災害や猛暑の頻発など、大きな影響を受けています。本県においても、気温や雨量などの気象状況が変化しています。

気温について、名古屋地方気象台で観測された年平均気温の経年変化を見てみると、約100年で2.2℃上昇しています（図表1-65）。

また、名古屋市の猛暑日（日最高気温が35度以上の日）の年間日数を比較すると、1924年には10日、2020年には22日となっており、10年あたりでは約1.1日増えています（図表1-66）。

また、本県における降水量の推移を見ると、1時間の降水量が30mm以上の「バケツをひっくり返したように降る雨」の日数は、統計が開始されて最初の10年間（1979年～1988年の10年間）と比べて、2011年～2020年の10年間では約1.2倍に増加しています（図表1-67）。一方で、名古屋市の年間無降水日数（日降水量が1.0mm未満の日）の推移を見ると、100年で約7日増加しています（図表1-68）。

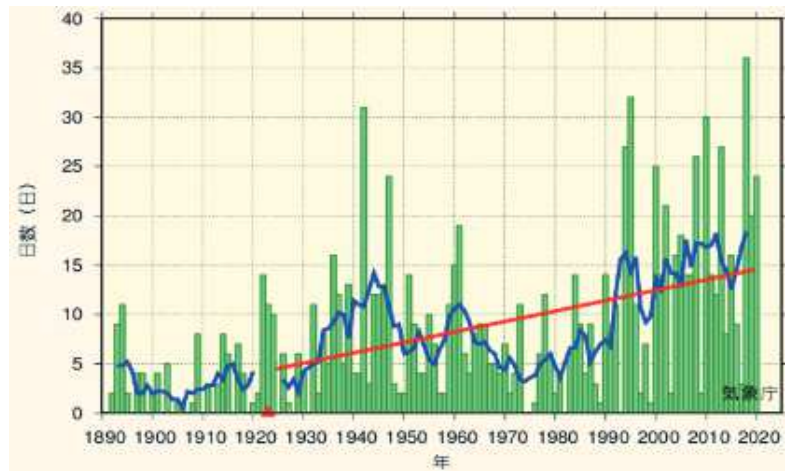
図表1-65 名古屋（名古屋市）の年平均気温の推移



※1923年1月に観測地点が移転したため、それ以前のデータは観測場所の移転による影響が補正されたデータを使用している

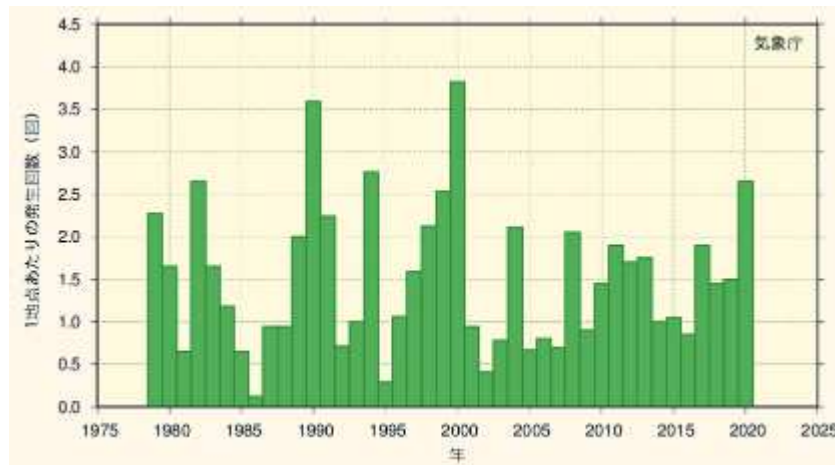
出典：名古屋地方気象台・東京管区気象台「愛知県の気候変動」（令和4年3月）

図表1-66 名古屋（名古屋市）の年間猛暑日日数の推移



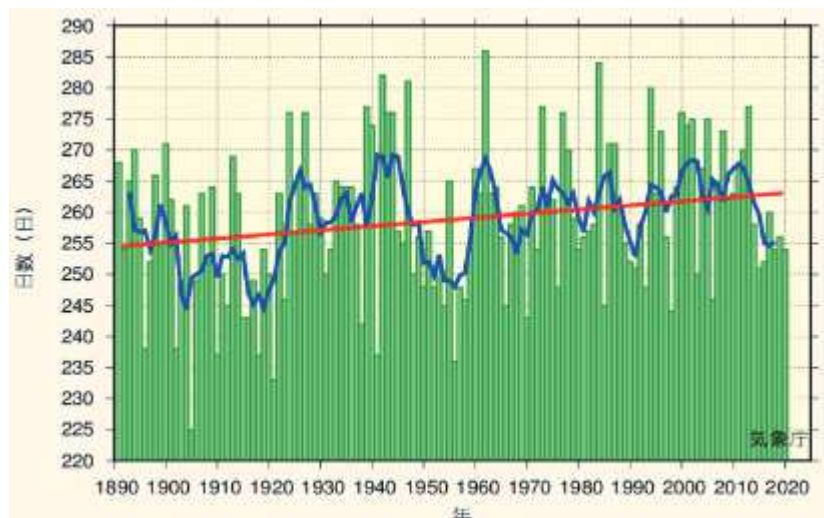
※1923年1月に観測地点が移転したため、長期変化傾向（赤線）は、1924年以降のデータで評価
 出典：名古屋地方気象台・東京管区気象台「愛知県の気候変動」（令和4年3月）

図表1-67 愛知県の1時間降水量30mm以上の発生回数の推移



出典：名古屋地方気象台・東京管区気象台「愛知県の気候変動」（令和4年3月）

図表1-68 名古屋（名古屋市）の年間無降水日数の推移



出典：名古屋地方気象台・東京管区気象台「愛知県の気候変動」（令和4年3月）

(2) 公害問題

我が国は、1950年代半ばから急激な成長発展期を迎え、技術革新、エネルギー転換、産業構造の変革など生産活動の著しい高度化、大規模化が進行した結果、工場からのばい煙、排水等の排出量が増大し、大気汚染、水質汚濁等の問題が発生しました。

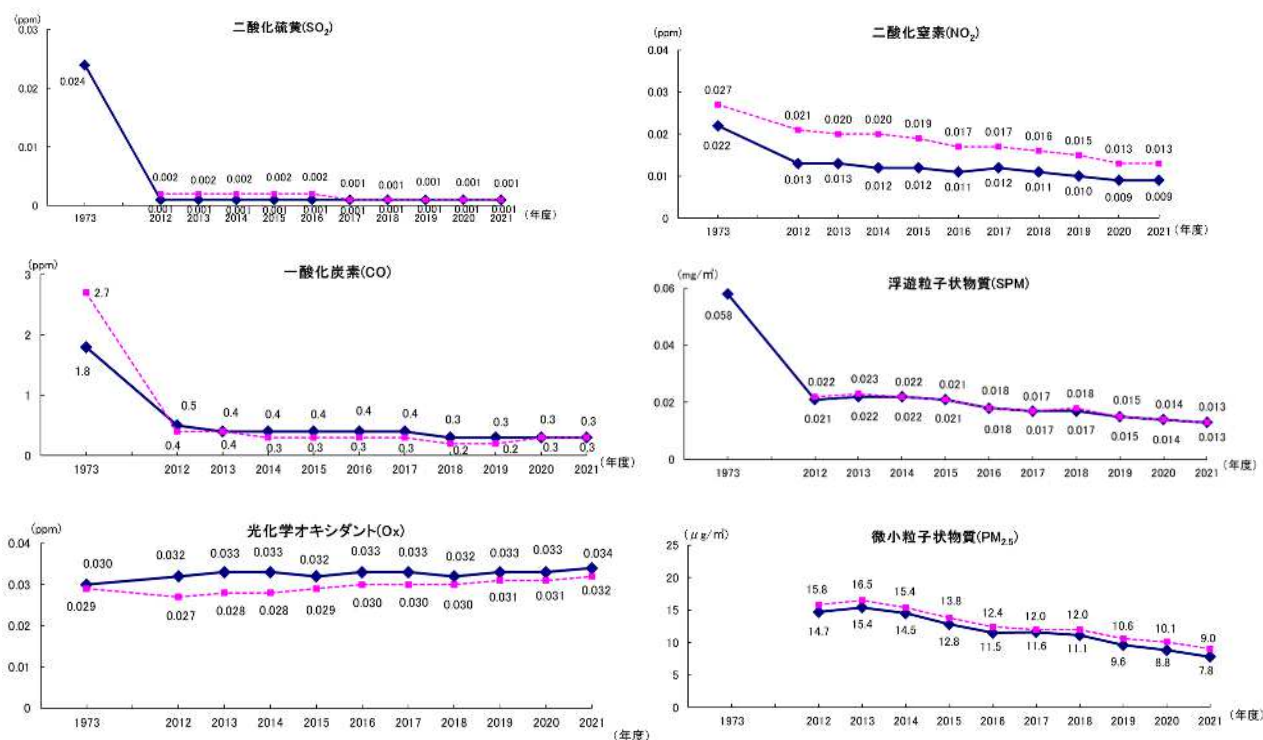
全国的に公害問題が顕在化していく中、1958年に初めて公害の防止を直接の目的とする「工場排水等の規則に関する法律」などの法律が制定され、本県においても本格的に公害問題に対処していくため、1964年4月に「公害防止条例」を公布、9月から施行しました。

1967年には「公害対策基本法」が制定され、以後これに沿って大気汚染防止法、騒音規制法等、個別法の整備強化がなされ、各種の具体的施策が実施されるようになりました。

本県においても、1971年に新・公害防止条例を施行し、事業者、県等の公害防止に関する責務を規定するとともに、ばい煙、汚水、騒音及び振動についての規制基準を定めるなど、公害発生源に対する規制を強化しました。

大気環境については、常時監視の対象とされている物質のうち、環境基準が定められている6物質の推移を見ると、光化学オキシダント(Ox)を除き、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM_{2.5})の5物質については、県内の全ての測定局で環境基準を達成しています(図表1-69)。

図表1-69 本県の大気汚染に係る環境基準が定められている物質の全県年平均値の経年変化



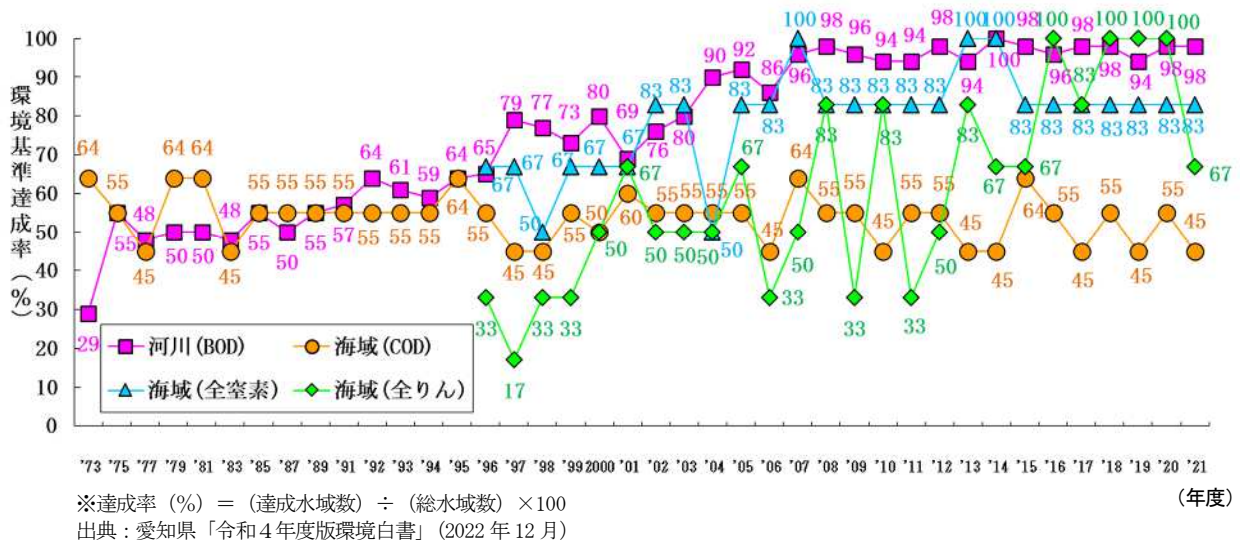
出典：愛知県「令和4年度版環境白書」(2022年12月)

また、水環境については、公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、1973年度以降毎年度、水質汚濁防止法に基づき、水質調査を行っています。

河川の水質汚濁の指標である「生物化学的酸素要求量（BOD）」や湖沼・海域の水質汚濁の指標である「化学的酸素要求量（COD）」、富栄養化の代表的指標である「全窒素」及び「全りん」の状況を見ると、下水道の整備など生活排水対策の推進により達成率は徐々に上昇しています。CODは概ね横ばいで推移していますが、BODについては近年90%以上で推移し、全窒素及び全りんは改善傾向にあり、水質の改善が図られています（図表1-70）。

こうして、本県の環境汚染は、各種排出規制をはじめとする公害防止対策の推進や事業者による積極的な公害防止努力に加え、交通公害対策や生活排水対策の推進などにより、全般的に改善が図られてきました。

図表1-70 本県の河川及び海域の環境基準達成率の経年変化



◆第1部第1章 参考文献等（敬称略・五十音順）

- ・ 木村元、学校の戦後史、岩波書店、2015年
- ・ 厚生労働省、「平成27年版働く女性の実情」、
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/15.html>
- ・ 厚生労働省女性就業支援バックアップナビ、「女性労働の歴史 働く女性の歩み」、
<https://joseishugyo.mhlw.go.jp/history/>
- ・ 生活保護制度研究会、生活保護のてびき、第一法規株式会社、2022年
- ・ 吉永昭、「愛知県の教育史」、思文閣出版、1983年
- ・ 渡辺則雄、「愛知県の疫病史—コレラ・天然痘・赤痢・ペスト」、現代企画室、1999年